

## 中野区介護保険の運営状況（令和 2 年度）について

### 1 趣旨

中野区介護保険の運営状況（令和 2 年度）をとりまとめたので報告する。

### 2 概要

#### (1) 中野区の高齢者人口（令和 3 年 4 月 1 日現在）

67,710 人（人口全体の 20.2%、前年同月比 0.3%減）

#### (2) 第 1 号被保険者数（65 歳以上の被保険者）（令和 3 年 3 月末日）

68,548 人（※注）（前期高齢者 31,768 人、後期高齢者 36,780 人）

※注…住所地特例により、第 1 号被保険者数と高齢者人口は必ずしも一致しない。

#### (3) 要介護認定・要支援認定者数等（令和 3 年 3 月末日）

14,535 人（前年同月比 1.3%増）

#### (4) 介護サービスの利用

介護サービスの利用人数は 11,645 人であった。（利用者数の割合は前年度比 1.2 ポイント減）居宅サービス利用者数は 10,164 人で同 1.3 ポイント減、施設サービス利用者数は 1,481 人で同 0.1 ポイント増となった。また、令和 2 年度の保険給付費は約 196 億 7 千 9 百万円となった。（前年度比 1.5%増）

介護保険の利用者負担軽減策のひとつである高額医療合算介護サービス費の令和 2 年度の支払いは、支給件数 2,696 件、支給額約 1 億 9 百万円となった。

#### (5) 地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となっても地域で日常生活を営むことができるよう支援を行った。主な内容としては、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、運動機能向上や健康・生きがいづくり事業、地域包括支援センター（区内 8 か所）における専門職員による高齢者総合相談受付、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進、認知症施策推進、成年後見制度利用支援等がある。

#### (6) 介護保険料

第 7 期介護保険事業計画期間（平成 30 年度から令和 2 年度）の保険料基準額は年額で 68,709 円、所得段階別区分は 17 段階となっており、第 1 号被保険者の保険料徴収方法別内訳は、令和 2 年度末時点で特別徴収対象者が 56,788 人（82.8%）、普通徴収対象者が 11,760 人（17.2%）であった。介護保険料納入額は、令和 2 年度決算で約 47 億 6 千 4 百万円、収納率は 96.2%となった。

また、令和２年度における介護保険料は、消費税率の引上げに合わせて第１～３段階に対して軽減が図られた。

(7) 介護サービス事業所

令和３年３月現在、中野区内の介護サービス事業所数は、居宅サービスが３０６事業所、地域密着型サービスが９８事業所、施設サービスが１５施設となっている。

基盤整備の状況としては以下のとおりである。

①東京都住宅供給公社が、公社住宅建替えに伴う創出用地を福祉インフラ整備に活用し特別養護老人ホーム等の高齢者施設を開設した。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を令和２年４月に開設した。なお、特別養護老人ホーム（定員８４人）、併設型短期入所（定員１２人）、老人保健施設（定員６４人）、通所リハビリテーション（定員３０人）等は令和元年７月に開設。

②平成２９年３月に区が社会福祉法人を公募・選定し、国が５月に整備運営事業者として決定し、同法人が特別養護老人ホーム等の高齢者施設を開設した。

特別養護老人ホーム（定員１００人）、短期入所生活介護（定員１２人）、認知症高齢者グループホーム（定員１８人）、都市型軽費老人ホーム（定員９人）、事業所内保育所（定員２９人）を令和２年４月に開設した。

(8) 介護保険の円滑な利用のための各種施策

介護サービスの質の向上を図るため、介護従事者の定着支援や、介護事業者向けの研修や実地指導などを行った。

(9) 介護保険制度の広報活動

広報活動として、区報、ホームページ、個別広報等により、保険料や認定申請の方法、サービスの利用方法についてわかりやすい周知に努めるとともに、「介護の日」啓発事業として、介護サービス事業者の活動を紹介するパネルや事業者パンフレットの展示等を行った。

3 今後の予定

１０月中旬 ホームページに掲載

１１月 区報（１１月２０日号）に掲載

## 中野区介護保険の運営状況（令和2年度）

令和3年10月

中野区地域支えあい推進部介護・高齢者支援課

## 目 次

|      |                    |    |
|------|--------------------|----|
| 1    | 中野区の人口構成           | 1  |
| 2    | 被保険者               | 2  |
| 3    | 要介護認定・要支援認定        | 5  |
| 4    | 介護サービスの利用          | 12 |
| 5    | 地域支援事業             | 32 |
| 6    | 介護保険料              | 43 |
| 7    | 介護サービス事業所          | 52 |
| 8    | 介護保険の円滑な利用のための各種施策 | 55 |
| 9    | 介護保険制度の広報活動        | 62 |
| 10   | 健康・介護・高齢者部会        | 64 |
| 補足資料 |                    |    |
|      | 介護保険特別会計の決算状況      | 66 |
|      | 介護保険制度発足後の推移       | 68 |

- 注 1 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
- 2 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
- 3 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が令和3年6月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加請求などにより今後変動する場合がある。

# 1 中野区の人口構成

令和3年4月現在の中野区の人口は334,581人であり、そのうち高齢者人口（65歳以上の人口）は67,710人（構成比20.2%）、0歳から64歳までの人口は266,871人（構成比79.8%）となっている。

令和2年4月から令和3年4月にかけて人口は減少しており、年齢区分別の人口をみると、0～39歳の減少幅が大きくなっている。

年齢区分別の人口構成比は、0歳～39歳が平成29年以降少しずつ減少している一方、40歳～64歳が平成29年4月以降微増している。65歳以上は平成29年4月以降微減している。前期高齢者と後期高齢者の構成比は、平成28年4月以降、後期高齢者が前期高齢者を上回り、年々その差が広がりつつある。

表1 中野区の人口構成の推移 (外国人を含む総人口 各年4月1日)

| 区 分         |       |         | 平成29年4月  | 平成30年4月  | 平成31年4月  | 令和2年4月   | 令和3年4月   |
|-------------|-------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 全国（単位：万人・％） | 人 口   | 合計      | 12, 679  | 12, 650  | 12, 623  | 12, 593  | 12, 542  |
|             |       | 0歳～39歳  | 4, 946   | 4, 881   | 4, 824   | 4, 770   | 4, 703   |
|             |       | 40歳～64歳 | 4, 242   | 4, 232   | 4, 226   | 4, 218   | 4, 209   |
|             |       | 高齢者人口   | 3, 492   | 3, 538   | 3, 575   | 3, 605   | 3, 630   |
|             |       | 65歳～74歳 | 1, 764   | 1, 763   | 1, 745   | 1, 742   | 1, 760   |
|             |       | 75歳以上   | 1, 728   | 1, 775   | 1, 830   | 1, 863   | 1, 870   |
|             | 構 成 比 | 合計      | 100. 0   | 100. 0   | 100. 0   | 100. 0   | 100. 0   |
|             |       | 0歳～39歳  | 39. 0    | 38. 6    | 38. 2    | 37. 9    | 37. 5    |
|             |       | 40歳～64歳 | 33. 5    | 33. 4    | 33. 5    | 33. 5    | 33. 6    |
|             |       | 高齢者人口   | 27. 5    | 28. 0    | 28. 3    | 28. 6    | 28. 9    |
|             |       | 65歳～74歳 | 13. 9    | 13. 9    | 13. 8    | 13. 8    | 14. 0    |
|             |       | 75歳以上   | 13. 6    | 14. 0    | 14. 5    | 14. 8    | 14. 9    |
| 中野区（単位：人・％） | 人 口   | 合計      | 326, 839 | 329, 577 | 332, 957 | 336, 424 | 334, 581 |
|             |       | 0歳～39歳  | 152, 770 | 153, 675 | 154, 792 | 155, 896 | 152, 952 |
|             |       | 40歳～64歳 | 106, 474 | 108, 055 | 110, 219 | 112, 594 | 113, 919 |
|             |       | 高齢者人口   | 67, 595  | 67, 847  | 67, 946  | 67, 934  | 67, 710  |
|             |       | 65歳～74歳 | 32, 828  | 32, 441  | 31, 890  | 31, 696  | 31, 671  |
|             |       | 75歳以上   | 34, 767  | 35, 406  | 36, 056  | 36, 238  | 36, 039  |
|             | 構 成 比 | 合計      | 100. 0   | 100. 0   | 100. 0   | 100. 0   | 100. 0   |
|             |       | 0歳～39歳  | 46. 7    | 46. 6    | 46. 5    | 46. 3    | 45. 7    |
|             |       | 40歳～64歳 | 32. 6    | 32. 8    | 33. 1    | 33. 5    | 34. 0    |
|             |       | 高齢者人口   | 20. 7    | 20. 6    | 20. 4    | 20. 2    | 20. 2    |
|             |       | 65歳～74歳 | 10. 0    | 9. 8     | 9. 6     | 9. 4     | 9. 5     |
|             |       | 75歳以上   | 10. 6    | 10. 7    | 10. 8    | 10. 8    | 10. 8    |

## 2 被保険者

介護保険の加入者は、中野区に住所を有する 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入する第 2 号被保険者に区分される。

### (1) 第 1 号被保険者

#### ① 被保険者数の推移

第 1 号被保険者は増加傾向にあり、平成 28 年以降、第 1 号被保険者に占める 75 歳以上の後期高齢者の割合が、前期高齢者の割合を上回っている。

表 2 第 1 号被保険者数の推移 (単位：人、% 各年 3 月末日)

| 区 分         |            | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月 | 令和3年3月 |
|-------------|------------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 人<br>数      | 第 1 号被保険者数 | 68,289  | 68,581  | 68,748  | 68,757 | 68,548 |
|             | 65歳～74歳    | 32,920  | 32,527  | 31,984  | 31,787 | 31,768 |
|             | 75歳以上      | 35,369  | 36,054  | 36,764  | 36,970 | 36,780 |
| 構<br>成<br>比 | 第 1 号被保険者  | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0  | 100.0  |
|             | 65歳～74歳    | 48.2    | 47.4    | 46.5    | 46.2   | 46.3   |
|             | 75歳以上      | 51.8    | 52.6    | 53.5    | 53.8   | 53.7   |

※住所地特例及び他住所地特例により、第 1 号被保険者数と高齢者人口は必ずしも一致しない。

住所地特例及び他住所地特例については「(3) 住所地特例」参照。

#### ② 異動事由の推移

令和 2 年度は、65 歳到達者が死亡者数を上回っているが、転入者数よりも転出者数がさらに多いことから、第 1 号被保険者数は減少している。

表 3 第 1 号被保険者の異動事由 (単位：人)

| 増 | 区分     | 転入    | 職権復活 | 65歳到達 | 適用除外非該当 | その他 | 合計    |
|---|--------|-------|------|-------|---------|-----|-------|
|   | 平成28年度 | 678   | 12   | 3,251 | 0       | 3   | 3,944 |
|   | 平成29年度 | 613   | 8    | 3,061 | 0       | 3   | 3,685 |
|   | 平成30年度 | 725   | 0    | 2,899 | 0       | 68  | 3,692 |
|   | 令和元年度  | 823   | 15   | 2,793 | 0       | 68  | 3,735 |
|   | 令和2年度  | 678   | 9    | 2,801 | 0       | 97  | 3,585 |
| 減 | 区分     | 転出    | 職権喪失 | 死亡    | 適用除外該当  | その他 | 合計    |
|   | 平成28年度 | 1,017 | 21   | 2,388 | 0       | 8   | 3,434 |
|   | 平成29年度 | 948   | 14   | 2,412 | 0       | 19  | 3,393 |
|   | 平成30年度 | 968   | 20   | 2,500 | 0       | 37  | 3,525 |
|   | 令和元年度  | 1,028 | 10   | 2,591 | 0       | 97  | 3,726 |
|   | 令和2年度  | 992   | 10   | 2,689 | 0       | 103 | 3,794 |

※「職権復活」・「職権喪失」 住民登録ではなく、区の調査に基づき被保険者資格を取得又は喪失した方

※「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定に基づき介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した方

※「適用除外該当」 同上の身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した方

## (2) 第2号被保険者

表4 第2号被保険者の推移

(単位：人 各年3月末日)

| 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月  | 令和3年3月  |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 104,092 | 108,491 | 108,190 | 110,594 | 113,919 |

※医療保険に加入していない生活保護受給者は第2号被保険者から除外される。

## (3) 住所地特例

中野区に住所を有する65歳以上の方及び医療保険に加入する40歳以上65歳未満の方は、原則として中野区の被保険者となる。ただし、他区市町村の介護保険施設等に入所し、その施設所在地に住所を変更した場合には、例外として変更先区市町村ではなく変更前の住所地（中野区）の被保険者となる。これを住所地特例という。

逆に、他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区ではなく従前の住所地の被保険者となる。これを他住所地特例という。

中野区の住所地特例取扱者は表5のとおり推移している。なお、住所地特例取扱者数が他住所地特例取扱者を上回るため、第1号被保険者数は高齢者人口を上回る。

表5 住所地特例取扱者数の推移

(単位：人 各年3月末日)

|         |        | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月 | 令和3年3月 |
|---------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 第1号被保険者 | 住所地特例  | 840     | 905     | 990     | 1,030  | 1,022  |
|         | 他住所地特例 | 132     | 146     | 165     | 204    | 207    |
| 第2号被保険者 | 住所地特例  | 3       | 3       | 6       | 7      | 7      |
|         | 他住所地特例 | 1       | 1       | 1       | 1      | 1      |

## (4) 第1号被保険者と第2号被保険者の取扱いの違い

### ① 保険料の徴収方法

第1号被保険者の保険料は、介護保険の保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

### ② 介護保険サービスの利用

第1号被保険者が介護を要する状態となった場合、その原因を問わず、要介護認定を受けて介護サービスを利用できる。

一方、第2号被保険者が介護サービスを利用できるのは、加齢が原因とされる特定の16疾病（特定疾病・下記参照）により介護を要する状態になり、要介護認定を受けた場合に限られる。

※介護保険の特定疾病（16 種類）

- ・ がん末期 ・ 初老期の認知症 ・ 脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など） ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ・ 脊髄小脳変性症
- ・ 多系統萎縮症 ・ 糖尿病の合併症（網膜症・腎症・神経症） ・ 閉塞性動脈硬化症
- ・ 慢性閉塞性肺疾患 ・ 変形性関節症（両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴うもの）
- ・ 関節リウマチ ・ 後縦靱帯骨化症 ・ 脊柱管狭窄症 ・ 骨折をともなう骨粗しょう症
- ・ 早老症

### 3 要介護認定・要支援認定

介護保険のサービスを利用するには要介護認定又は要支援認定を受ける必要がある（介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する場合を除く）。

被保険者から要介護（要支援）認定の申請がなされると、区は心身の状態等を把握するための訪問調査を行うとともに、主治医に対して疾病状況等に関する意見書の提出を求める。

介護認定審査会は、訪問調査票の基本調査項目の調査内容と主治医意見書の一部を用いて行った一次判定結果、主治医意見書及び訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護状態（要支援状態）区分の判定を行う。

#### （１）要介護（要支援）認定申請

要介護（要支援）認定の申請は、地域包括支援センターや区役所介護保険担当の窓口、地域事務所で受け付ける。申請は主に本人又は家族が行うが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などが代行することもできる。

要介護（要支援）認定の申請件数は表６のとおり推移している。なお、平成30年度及び令和2年度の更新数が大きく減少しているのは、認定有効期間について制度改正があり、（平成23年度より区分変更申請が、平成24年度より新規申請がそれぞれ最長12か月まで）更新申請については平成29年度より原則12か月、最長で24か月まで、平成30年度より最長で36か月まで延長できるようになったことによる。

表６ 要介護（要支援）申請の種類別申請件数の推移（単位：件）

| 区分     | 新規    | 更新    | 変更    | 転入  | 合計     |
|--------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 平成28年度 | 3,297 | 8,250 | 2,207 | 153 | 13,907 |
| 平成29年度 | 3,339 | 8,116 | 2,349 | 145 | 13,949 |
| 平成30年度 | 3,289 | 5,549 | 2,507 | 132 | 11,477 |
| 令和元年度  | 3,212 | 7,394 | 2,375 | 162 | 13,143 |
| 令和2年度  | 3,303 | 2,994 | 2,536 | 121 | 8,954  |

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの。

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの。

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状態の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの。

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したもの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

## (2) 要介護（要支援）認定者等の推移

### ① 要介護（要支援）認定者数等の推移

表7 要介護（要支援）認定者数等の推移

(単位：人 各年3月末日)

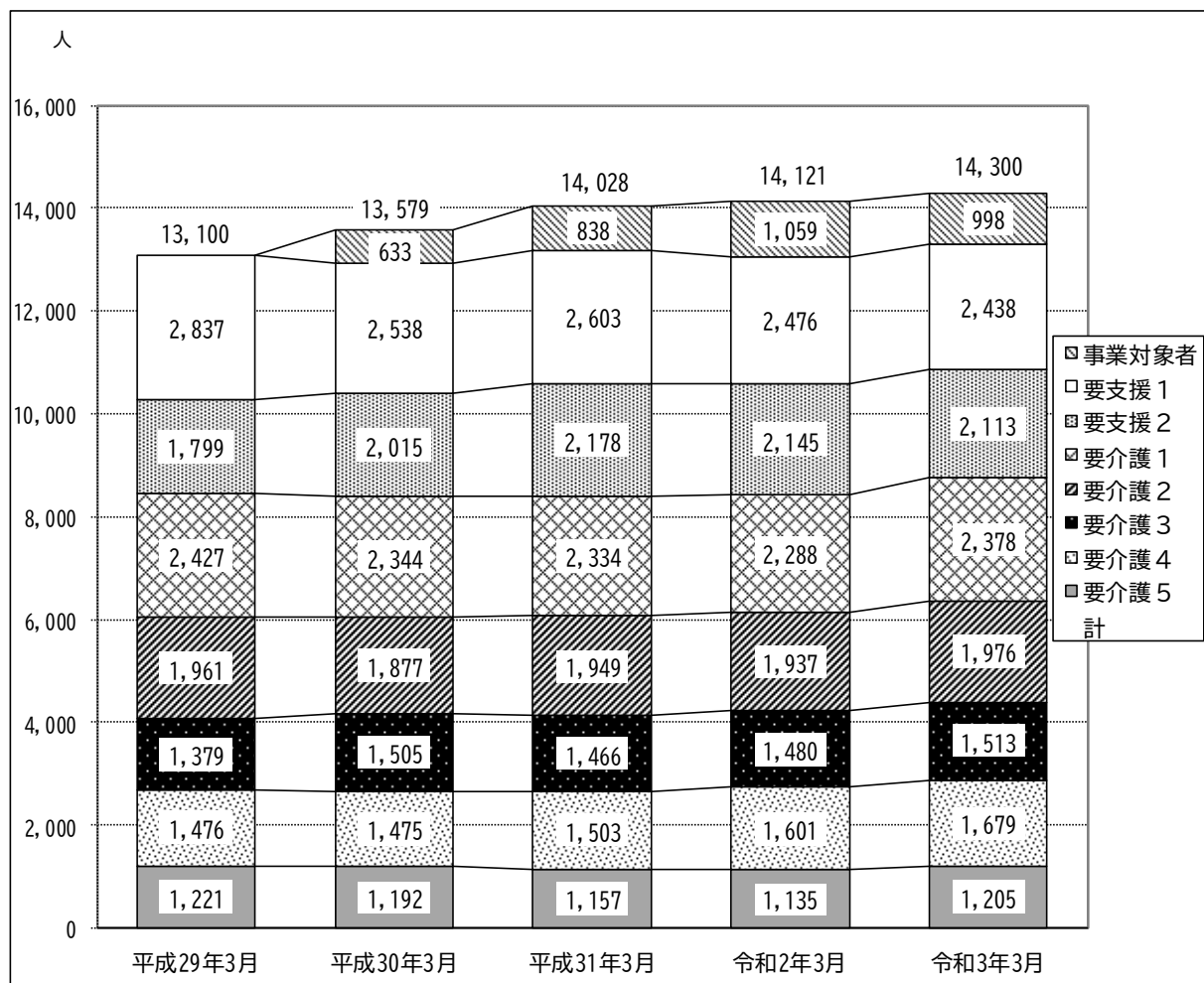
| 区 分      | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月 | 令和3年3月 |
|----------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 事業対象者(※) | —       | 633     | 838     | 1,059  | 998    |
| 要支援1     | 2,869   | 2,563   | 2,632   | 2,511  | 2,473  |
| 要支援2     | 1,840   | 2,060   | 2,223   | 2,200  | 2,161  |
| 要介護1     | 2,455   | 2,369   | 2,352   | 2,311  | 2,397  |
| 要介護2     | 2,007   | 1,931   | 1,988   | 1,974  | 2,033  |
| 要介護3     | 1,409   | 1,527   | 1,491   | 1,506  | 1,536  |
| 要介護4     | 1,500   | 1,496   | 1,517   | 1,622  | 1,699  |
| 要介護5     | 1,242   | 1,220   | 1,185   | 1,166  | 1,238  |
| 計        | 13,322  | 13,799  | 14,226  | 14,349 | 14,535 |

※平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始したことにより、地域包括支援センターの窓口で「基本チェックリスト」に回答し、サービス利用が適当であると判断されたの方は事業対象者として訪問型サービス・通所型サービスのみ利用できることとなった。

要介護（要支援）の認定を受けた方のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の認定者数等は、グラフ8及びグラフ9のとおり推移している。

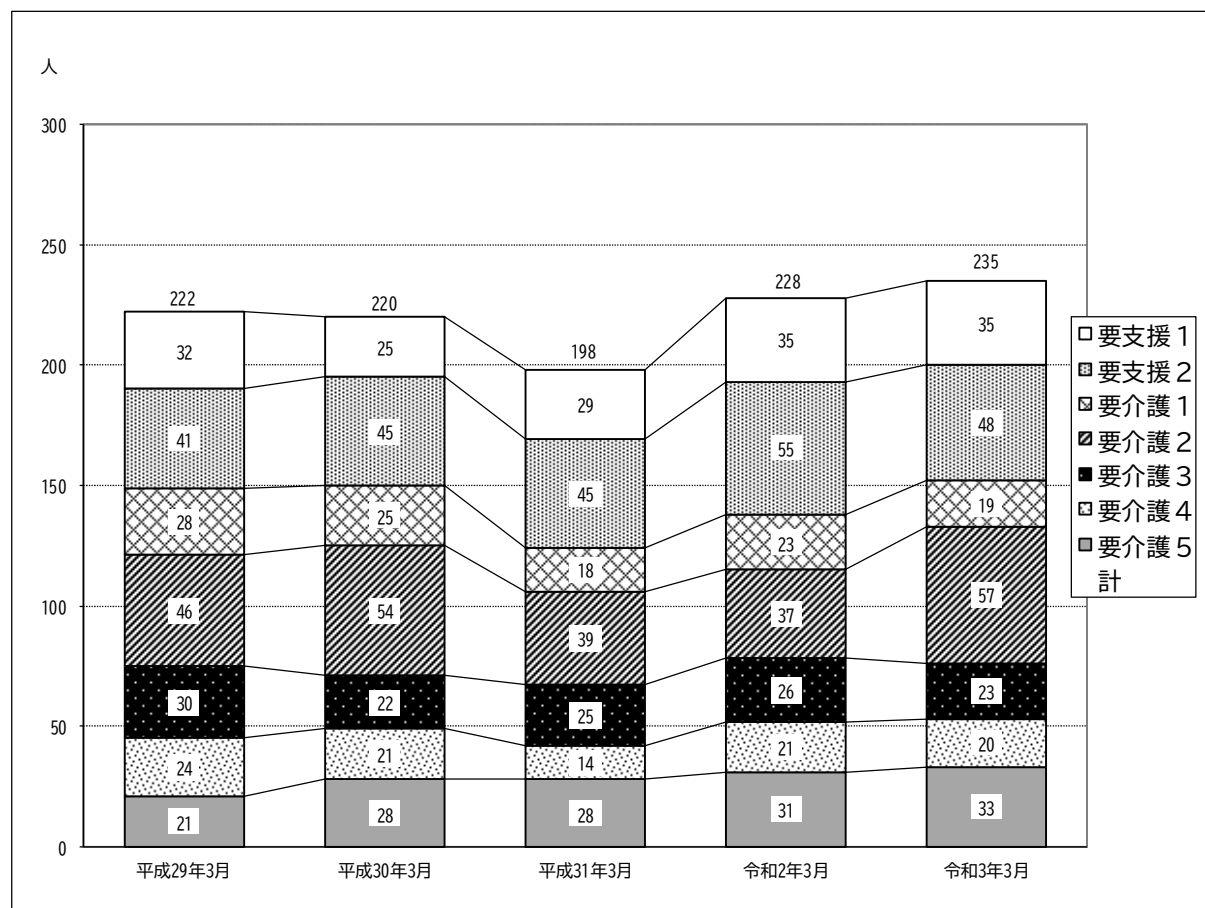
グラフ8 要介護（要支援）認定者等のうち第1号被保険者の推移

(各年3月末日)



グラフ9 要介護（要支援）認定者等のうち第2号被保険者の推移

（各年3月末日）



## ② 第1号被保険者の認定者数・認定率

### ア 認定率の推移

65歳以上の第1号被保険者について、前期・後期高齢者の区分に応じ年度ごとに認定率（被保険者数に対する認定者数の割合）の推移をみると、表10のとおりとなる。

表10 第1号被保険者の認定率の推移

（単位：人、％ 各年3月末日）

| 区 分   |         | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月 | 令和3年3月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 被保険者数 | 第1号被保険者 | 68,289  | 68,581  | 68,748  | 68,757 | 68,548 |
|       | 65歳～74歳 | 32,920  | 32,527  | 31,984  | 31,787 | 31,768 |
|       | 75歳以上   | 35,369  | 36,054  | 36,764  | 36,970 | 36,780 |
| 認定者数  | 第1号被保険者 | 13,100  | 12,946  | 13,190  | 13,062 | 13,302 |
|       | 65歳～74歳 | 1,402   | 1,332   | 1,310   | 1,302  | 1,371  |
|       | 75歳以上   | 11,698  | 11,614  | 11,880  | 11,760 | 11,931 |
| 認定率   | 第1号被保険者 | 19.18   | 18.88   | 19.19   | 19.00  | 19.41  |
|       | 65歳～74歳 | 4.26    | 4.10    | 4.10    | 4.10   | 4.32   |
|       | 75歳以上   | 33.07   | 32.21   | 32.31   | 31.81  | 32.44  |

## イ 認定率の年齢別比較

令和3年3月末日現在の、第1号被保険者に占める認定者数の割合を示す認定率を、年齢5歳刻みの区分ごとに算出し比較すると、表11のとおりとなる。

表11 第1号被保険者の年齢別認定率（5歳刻み）（単位：人、％）

| 区分   | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90歳以上 | 合計     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 被保険者 | 14,423 | 17,345 | 12,718 | 10,337 | 8,159  | 5,566 | 68,548 |
| 認定者  | 421    | 950    | 1,438  | 2,609  | 3,769  | 4,115 | 13,302 |
| 認定率  | 2.92   | 5.48   | 11.31  | 25.24  | 46.19  | 73.93 | 19.41  |

## ウ 全国、東京都、中野区の認定率及び認定者の状況比較

### i 要介護度別認定率の比較

令和3年3月末日現在で全国及び東京都平均と比較すると、要介護3以上の認定率は同じくらいの数値となっている。

表12 第1号被保険者の認定者数・認定率の全国・都・区比較（単位：人、％）

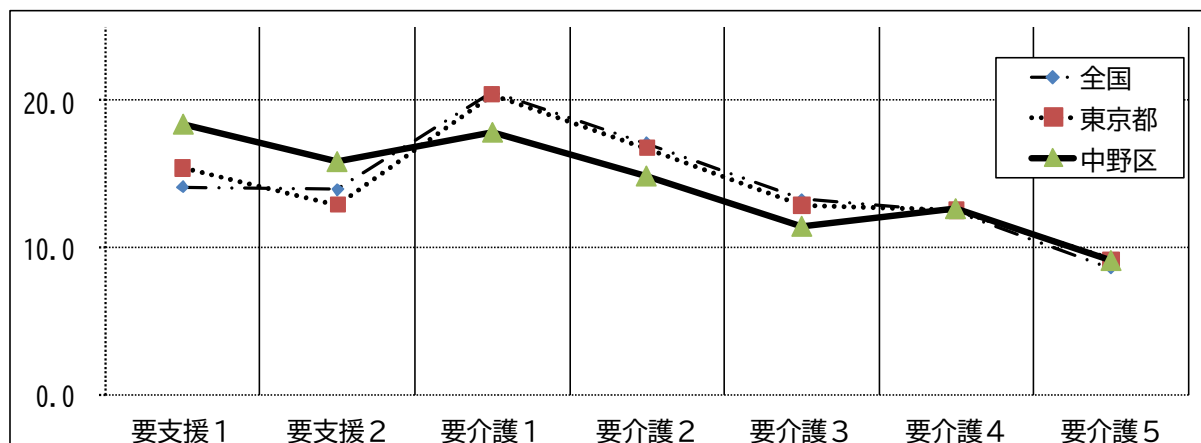
| 区分   | 要支援1       | 要支援2    | 要介護1      | 要介護2      | 要介護3    | 要介護4    | 要介護5    | 総数        |
|------|------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 認定者数 | 全国 961,142 | 949,217 | 1,401,121 | 1,165,808 | 905,622 | 849,809 | 585,525 | 6,818,244 |
|      | 東京都 97,259 | 81,549  | 128,885   | 105,790   | 81,275  | 79,059  | 57,954  | 631,771   |
|      | 中野区 2,438  | 2,113   | 2,378     | 1,976     | 1,513   | 1,679   | 1,205   | 13,302    |
| 認定率  | 全国 2.7     | 2.7     | 3.9       | 3.3       | 2.5     | 2.4     | 1.6     | 19.1      |
|      | 東京都 3.1    | 2.6     | 4.1       | 3.4       | 2.6     | 2.5     | 1.8     | 20.0      |
|      | 中野区 3.6    | 3.1     | 3.5       | 2.9       | 2.2     | 2.4     | 1.8     | 19.4      |

※第1号被保険者数…全国：35,789,512人、東京都：3,151,714人、中野区：68,548人

### ii 認定者の要介護度別の構成割合比較

令和3年3月末日現在の全認定者に占める要介護度別認定者数の構成割合を全国及び都平均と比べると、要支援1・2は上回り、要介護1・2・3は下回っている。要介護4・5は同じくらいの数値となっている。

グラフ13 全認定者に占める要介護度別の割合（単位：％）



### (3) 介護認定調査

認定調査員は、被保険者を訪問し、被保険者の心身の状況等を調査する。また、都道府県が指定した指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業所等に認定調査を委託することができる。令和2年度は、更新申請者数の減及び新型コロナウイルス感染症による臨時措置（更新申請で認定調査が困難な場合、職権により同じ介護度で認定期間を6か月又は12か月延長する：以下、「臨時措置更新」という。）実施のため、調査件数が減少している。

表 14 認定調査の実施状況

(単位：件数、%)

| 区分       | 平成30年度 |       | 令和元年度  |       | 令和2年度 |       |
|----------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
|          | 件数     | 割合    | 件数     | 割合    | 件数    | 割合    |
| 事務受託法人   | 7,991  | 73.4  | 8,869  | 69.0  | 5,734 | 82.0  |
| 介護支援事業所等 | 1,812  | 16.6  | 3,002  | 23.4  | 443   | 6.3   |
| 区職員      | 1,072  | 9.8   | 961    | 7.5   | 794   | 11.3  |
| 他市区町村    | 16     | 0.2   | 21     | 0.1   | 28    | 0.4   |
| 合計       | 10,891 | 100.0 | 12,853 | 100.0 | 6,999 | 100.0 |

### (4) 介護認定審査会

介護認定審査会は要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員定数は200人以内で、任期は2年である。令和3年3月現在は126人の委員で構成され、任期は令和3年3月までとなっている。

要介護（要支援）認定の審査・判定は委員4人で組織する合議体（令和3年3月現在17合議体）ごとに行われる。

また、審査件数も、(3) 介護認定調査件数と同様に更新申請者数の減及び臨時措置更新実施のため、審査件数が減少している。

#### ① 認定審査会委員の構成

表 15 認定審査会の職種別構成

(単位：人 令和3年3月現在)

| 職種等  | 人数 | 職種等   | 人数 | 職種等       | 人数  |
|------|----|-------|----|-----------|-----|
| 医師   | 50 | 学識経験者 | 0  | 介護福祉士     | 2   |
| 歯科医師 | 10 | 理学療法士 | 5  | 施設職員      | 13  |
| 保健師  | 4  | 作業療法士 | 2  | 医療相談員     | 0   |
| 看護師  | 11 | 柔道整復師 | 2  | 主任介護支援専門員 | 1   |
| 薬剤師  | 6  | 社会福祉士 | 20 | 合 計       | 126 |

② 認定審査会（合議体）の開催状況

表 16 認定審査会開催状況

（単位：回、件）

| 区分     | 開催回数 | 審査件数   | 平均審査件数 |
|--------|------|--------|--------|
| 平成30年度 | 354  | 10,952 | 30.9   |
| 令和元年度  | 375  | 12,863 | 34.3   |
| 令和2年度  | 228  | 7,068  | 31.0   |

③ 区分別判定状況

表 17 区分別判定状況

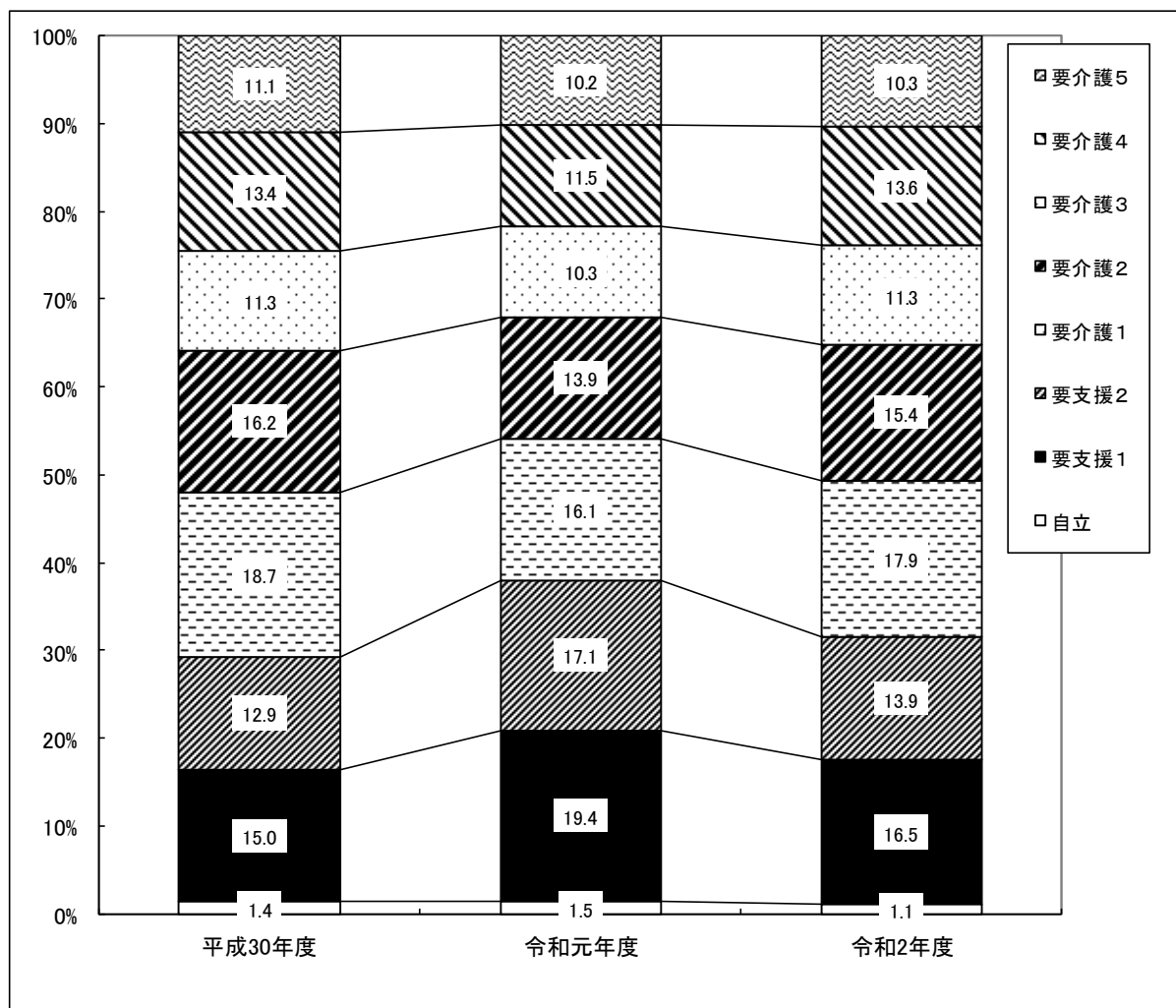
（単位：件）

|        | 区分 | 自立  | 要支援1  | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 合計     |
|--------|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 平成30年度 | 新規 | 103 | 986   | 588   | 566   | 374   | 175   | 197   | 151   | 3,140  |
|        | 更新 | 41  | 600   | 632   | 1,063 | 919   | 653   | 802   | 653   | 5,363  |
|        | 転入 | 0   | 17    | 19    | 29    | 19    | 19    | 12    | 18    | 133    |
|        | 変更 | 0   | 11    | 141   | 350   | 429   | 369   | 427   | 368   | 2,095  |
|        | 合計 | 144 | 1,614 | 1,380 | 2,008 | 1,741 | 1,216 | 1,438 | 1,190 | 10,731 |
| 令和元年度  | 新規 | 125 | 979   | 639   | 498   | 317   | 160   | 198   | 174   | 3,090  |
|        | 更新 | 62  | 1,441 | 1,389 | 1,221 | 1,026 | 737   | 782   | 750   | 7,408  |
|        | 転入 | 0   | 36    | 19    | 29    | 27    | 26    | 18    | 15    | 170    |
|        | 変更 | 0   | 14    | 129   | 301   | 391   | 380   | 468   | 358   | 2,041  |
|        | 合計 | 187 | 2,470 | 2,176 | 2,049 | 1,761 | 1,303 | 1,466 | 1,297 | 12,709 |
| 令和2年度  | 新規 | 78  | 906   | 592   | 537   | 376   | 179   | 217   | 178   | 3,063  |
|        | 更新 | 17  | 486   | 471   | 681   | 514   | 385   | 461   | 288   | 3,303  |
|        | 転入 | 0   | 19    | 12    | 27    | 21    | 22    | 22    | 9     | 132    |
|        | 変更 | 0   | 12    | 127   | 295   | 417   | 390   | 474   | 409   | 2,124  |
|        | 合計 | 95  | 1,423 | 1,202 | 1,540 | 1,328 | 976   | 1,174 | 884   | 8,622  |

※各年度中の認定審査会で判定された件数で、「認定者数」とは異なる。

グラフ 18 判定結果別割合

(単位：%)



## 4 介護サービスの利用

### (1) 介護サービス利用の概況

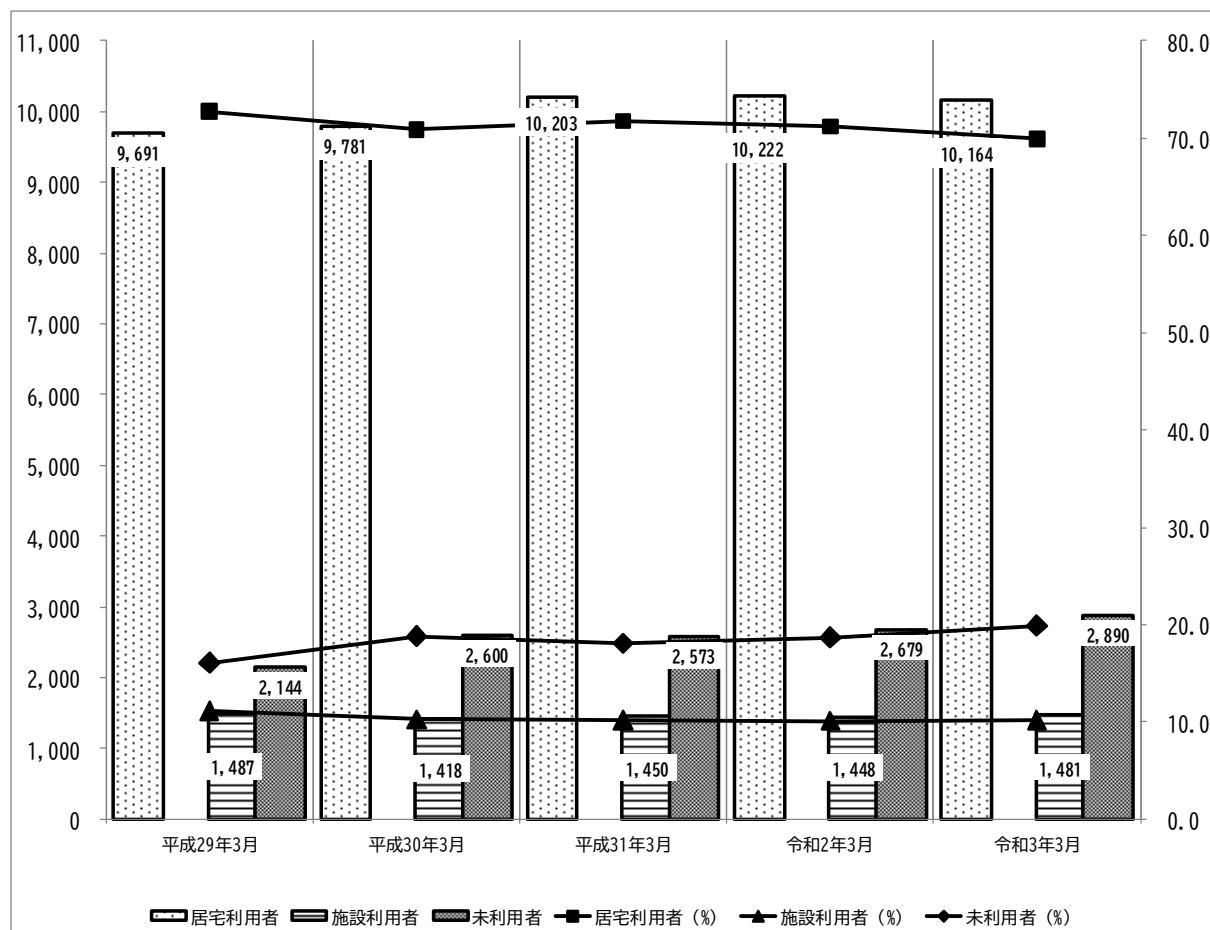
介護保険のサービスは、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）と居宅サービスの2つに分類される。過去5年間に  
おける介護サービスの利用者数は表19のとおりであり、介護サービスの利用率（各  
年3月の認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）は、平成30年3月以降ほ  
ぼ一定である。

表19 介護サービス利用者数・利用率の推移 (単位：人、%)

| 区 分 |      | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月  | 令和3年3月  |
|-----|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人 数 | 認定者  | 13, 322 | 13, 799 | 14, 226 | 14, 349 | 14, 535 |
|     | 利用者  | 11, 178 | 11, 199 | 11, 653 | 11, 670 | 11, 645 |
|     | 居宅   | 9, 691  | 9, 781  | 10, 203 | 10, 222 | 10, 164 |
|     | 施設   | 1, 487  | 1, 418  | 1, 450  | 1, 448  | 1, 481  |
|     | 未利用者 | 2, 144  | 2, 600  | 2, 573  | 2, 679  | 2, 890  |
| 割 合 | 認定者  | 100. 0  | 100. 0  | 100. 0  | 100. 0  | 100. 0  |
|     | 利用者  | 83. 9   | 81. 2   | 81. 9   | 81. 3   | 80. 1   |
|     | 居宅   | 72. 7   | 70. 9   | 71. 7   | 71. 2   | 69. 9   |
|     | 施設   | 11. 2   | 10. 3   | 10. 2   | 10. 1   | 10. 2   |
|     | 未利用者 | 16. 1   | 18. 8   | 18. 1   | 18. 7   | 19. 9   |

※「区分」の「人数」と「割合」には事業対象者を含む

グラフ20 介護サービス利用者数・利用率の推移 (単位：人、%)



介護サービス利用者数の推移を要介護度別にみると、施設サービス利用者は表 21 及びグラフ 22 のとおりである。なお、平成 27 年度以降、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所が原則要介護 3 以上の方に限定された。居宅サービス利用対象者（認定者のうち施設サービス利用者以外の方）は表 23 及びグラフ 24 のとおりとなっている。

表 21 要介護度別施設サービス利用者数推移 (単位：人)

| 区 分   | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月 | 令和3年3月 |
|-------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 要支援 1 | 0       | 0       | 0       | 0      | 0      |
| 要支援 2 | 0       | 0       | 0       | 0      | 0      |
| 要介護 1 | 78      | 61      | 61      | 58     | 51     |
| 要介護 2 | 114     | 117     | 114     | 122    | 112    |
| 要介護 3 | 277     | 275     | 282     | 284    | 313    |
| 要介護 4 | 523     | 493     | 534     | 526    | 566    |
| 要介護 5 | 495     | 472     | 459     | 458    | 439    |
| 合計    | 1,487   | 1,418   | 1,450   | 1,448  | 1,481  |

グラフ 22 要介護度別施設サービス利用者数推移

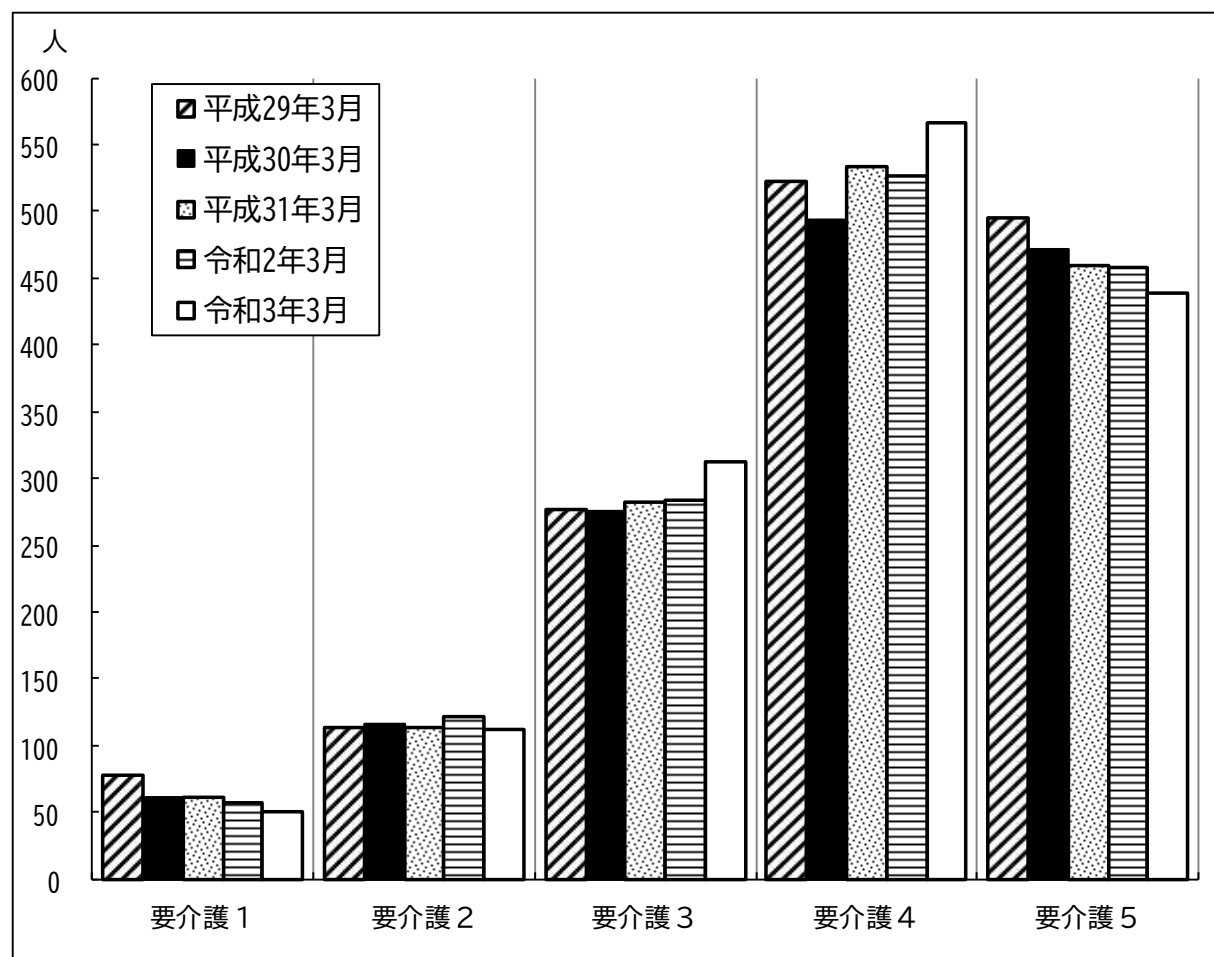


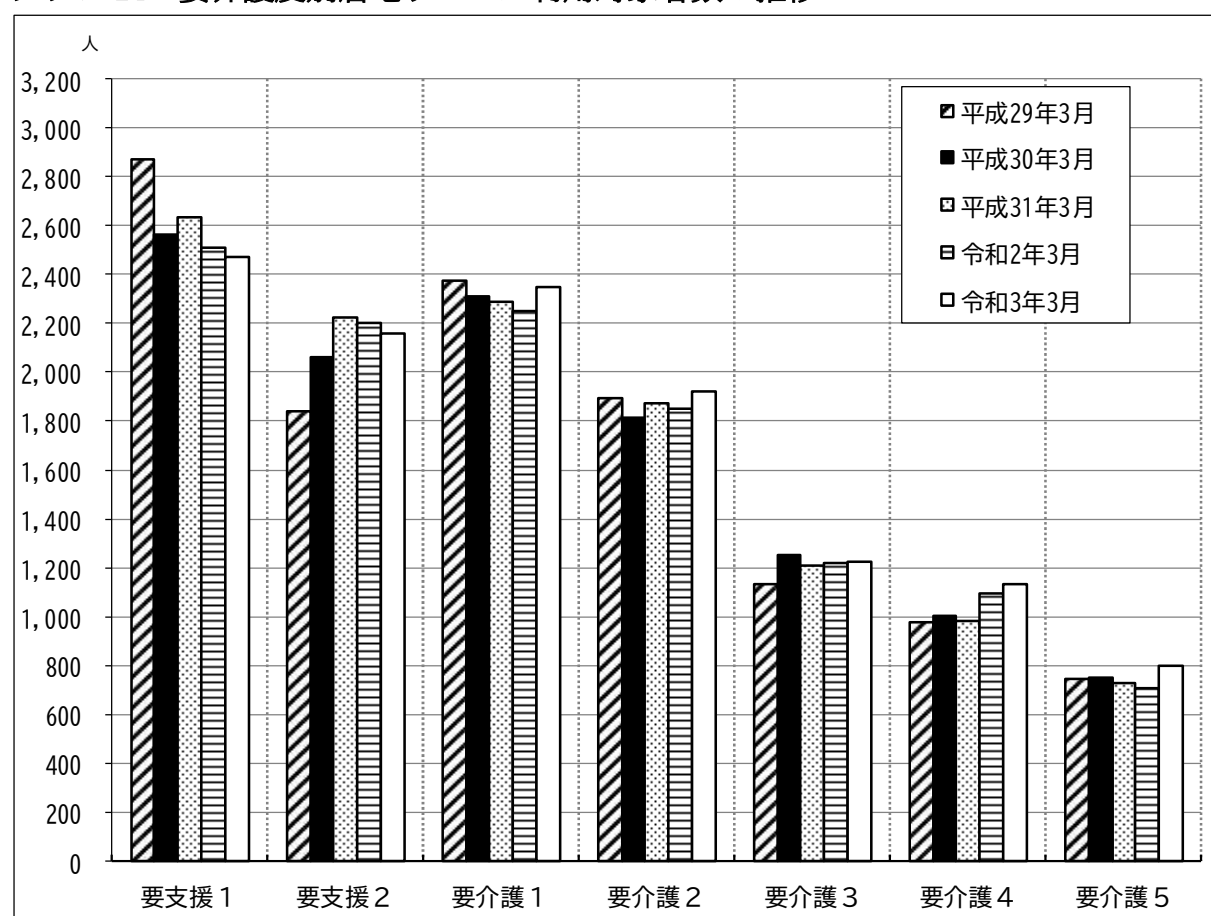
表 23 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移

(単位：人)

| 区 分  | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 | 令和2年3月 | 令和3年3月 |
|------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 要支援1 | 2,869   | 2,563   | 2,632   | 2,511  | 2,473  |
| 要支援2 | 1,840   | 2,060   | 2,223   | 2,200  | 2,161  |
| 要介護1 | 2,377   | 2,308   | 2,291   | 2,253  | 2,346  |
| 要介護2 | 1,893   | 1,814   | 1,874   | 1,852  | 1,921  |
| 要介護3 | 1,132   | 1,252   | 1,209   | 1,222  | 1,223  |
| 要介護4 | 977     | 1,003   | 983     | 1,096  | 1,133  |
| 要介護5 | 747     | 748     | 726     | 708    | 799    |
| 計    | 11,835  | 11,748  | 11,938  | 11,842 | 12,056 |

※認定者数から施設サービス利用者数を差し引いた人数を、居宅サービス利用対象者数としている。

グラフ 24 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移



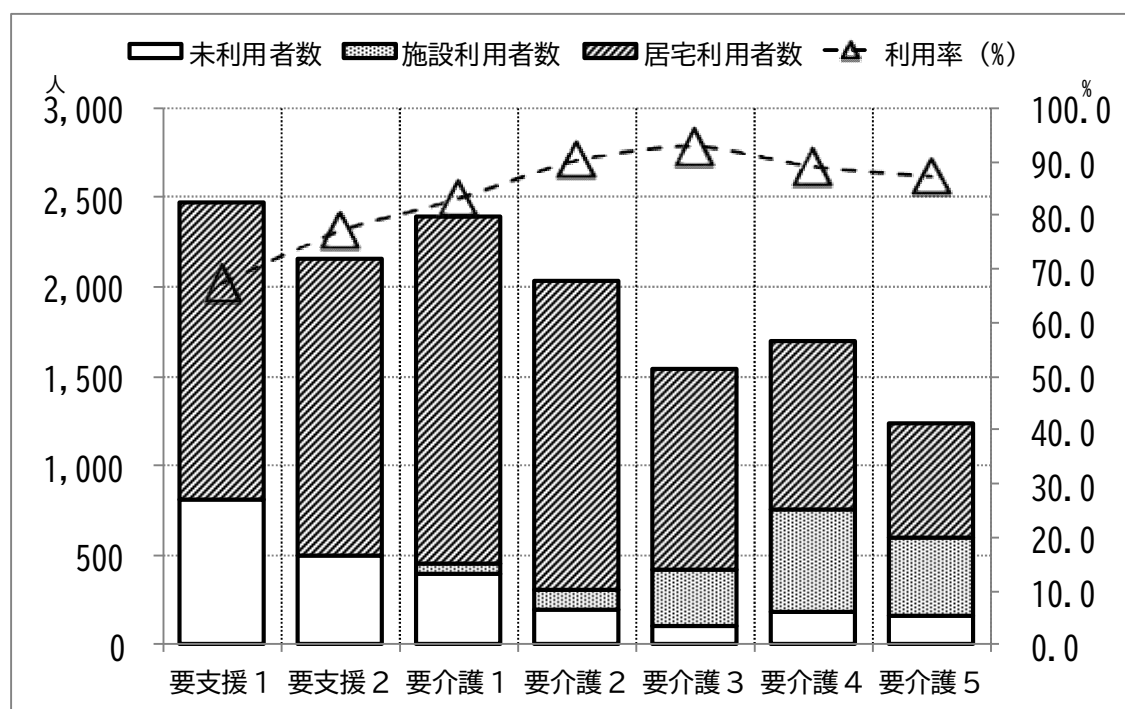
令和3年3月末日現在の認定者数の介護サービス利用者数及び利用率（認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）を要介護度別にみると、表25及びグラフ26のとおりとなる。

表 25 要介護度別サービス利用状況

(単位：人、% 令和3年3月末日)

|        | 要支援1  | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4 | 要介護5 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 施設利用者数 | 0     | 0     | 51    | 112   | 313   | 566  | 439  |
| 居宅利用者数 | 1,667 | 1,669 | 1,945 | 1,724 | 1,113 | 948  | 642  |
| 未利用者数  | 806   | 492   | 401   | 197   | 110   | 185  | 157  |
| 利用率(%) | 67.4  | 77.2  | 83.3  | 90.3  | 92.8  | 89.1 | 87.3 |

グラフ 26 要介護度別サービス利用状況 （単位：人、％ 令和3年3月末日）



区が策定した第7期中野区介護保険事業計画において、実態調査や国の示した指針等を参考として推計した介護サービス見込量（計画値）と令和2年度の実績を比較すると、表27から表30のとおりとなっている。

※表中の人数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

表 27 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型以外の居宅サービス）

| 区分          | 令和2年度   |           |        |
|-------------|---------|-----------|--------|
|             | 年間実績    | 計画値（年間見込） | 実績割合   |
| 訪問介護        | 28,544人 | 30,636人   | 93.2%  |
| 訪問入浴        | 2,598人  | 2,700人    | 96.2%  |
| 訪問看護        | 18,222人 | 17,472人   | 104.3% |
| 訪問リハビリテーション | 3,080人  | 3,240人    | 95.1%  |
| 居宅療養管理指導    | 41,439人 | 37,356人   | 110.9% |
| 通所介護        | 18,322人 | 21,840人   | 83.9%  |
| 通所リハビリテーション | 4,099人  | 5,196人    | 78.9%  |
| 短期入所生活介護    | 4,058人  | 6,600人    | 61.5%  |
| 短期入所療養介護    | 665人    | 1,176人    | 56.5%  |
| 福祉用具貸与      | 40,476人 | 38,760人   | 104.4% |
| 特定福祉用具販売    | 692人    | 912人      | 75.9%  |
| 住宅改修費       | 360人    | 576人      | 62.5%  |
| 居宅介護支援      | 57,351人 | 56,832人   | 100.9% |
| 特定施設入所者生活介護 | 14,808人 | 13,872人   | 106.7% |

表 28 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型サービス）

| 区分               | 令和2年度   |           |        |
|------------------|---------|-----------|--------|
|                  | 年間実績    | 計画値（年間見込） | 実績割合   |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 688人    | 612人      | 112.4% |
| 夜間対応型訪問介護        | 21人     | 480人      | 4.4%   |
| 認知症対応型通所介護       | 2,813人  | 3,216人    | 87.5%  |
| 小規模多機能型居宅介護      | 1,066人  | 1,380人    | 77.2%  |
| 認知症対応型共同生活介護     | 4,083人  | 4,704人    | 86.8%  |
| 地域密着型介護老人福祉施設    | 0人      | 0人        | —      |
| 看護小規模多機能型居宅介護    | 324人    | 0人        | —      |
| 地域密着型通所介護        | 12,414人 | 15,720人   | 79.0%  |

表 29 給付実績と事業計画数値との比較（施設サービス）

| 区分                  | 令和2年度   |           |       |
|---------------------|---------|-----------|-------|
|                     | 年間実績    | 計画値（年間見込） | 実績割合  |
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 12,390人 | 14,592人   | 84.9% |
| 老人保健施設              | 4,131人  | 5,124人    | 80.6% |
| 介護療養型医療施設・介護医療院     | 1,045人  | 1,308人    | 79.9% |

表 30 給付実績と事業計画数値との比較（介護予防給付）

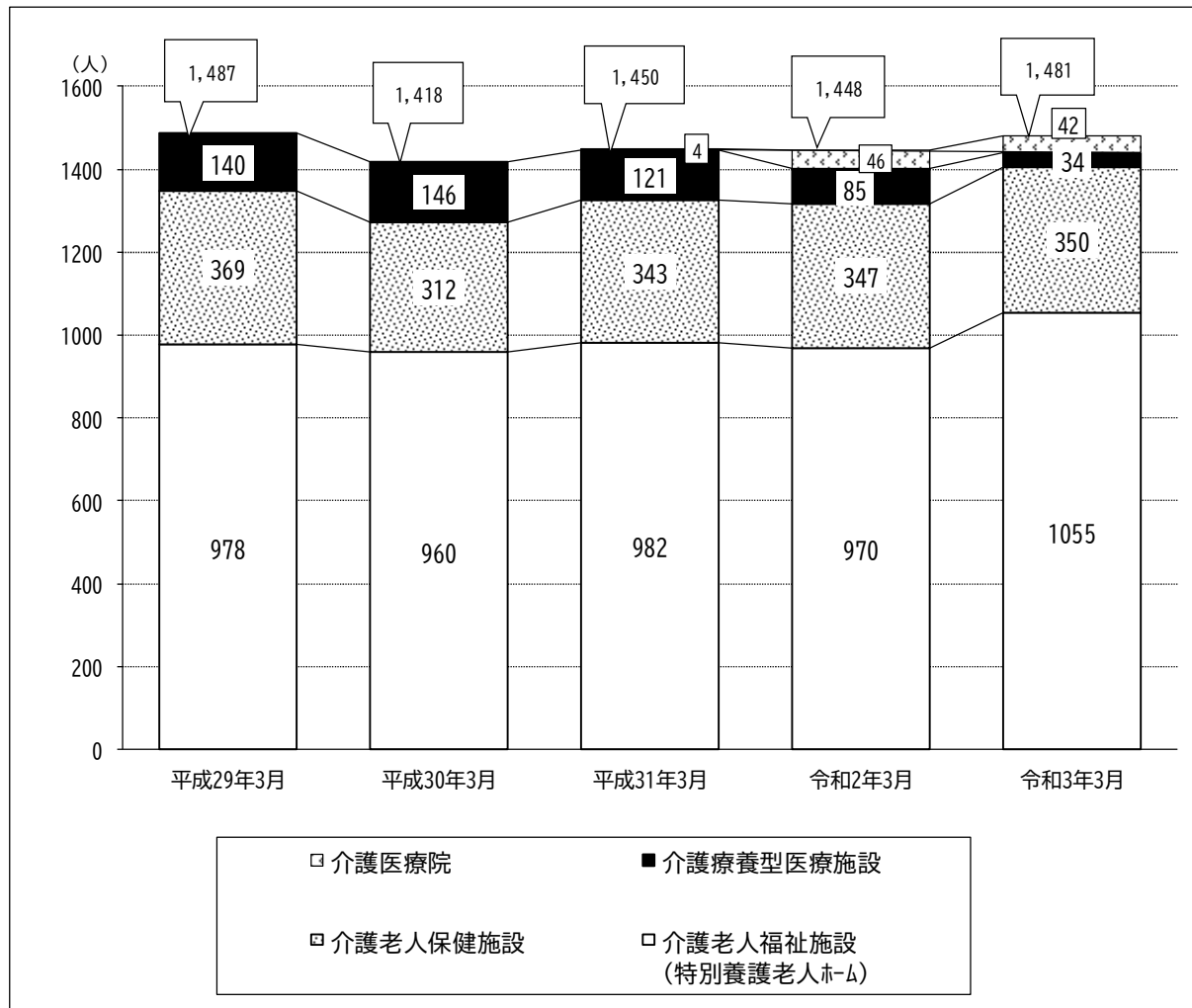
| 区分               | 令和2年度   |           |        |
|------------------|---------|-----------|--------|
|                  | 年間実績    | 計画値（年間見込） | 実績割合   |
| 介護予防訪問介護         | 0人      | 0人        | —      |
| 介護予防訪問入浴         | 2人      | 12人       | 16.7%  |
| 介護予防訪問看護         | 6,312人  | 7,860人    | 80.3%  |
| 介護予防訪問リハビリテーション  | 1,074人  | 1,344人    | 79.9%  |
| 介護予防居宅療養管理指導     | 7,092人  | 6,204人    | 114.3% |
| 介護予防通所介護         | 0人      | 0人        | —      |
| 介護予防通所リハビリテーション  | 3,249人  | 4,884人    | 66.5%  |
| 介護予防短期入所生活介護     | 104人    | 312人      | 33.3%  |
| 介護予防短期入所療養介護     | 13人     | 48人       | 27.1%  |
| 介護予防福祉用具貸与       | 18,439人 | 22,800人   | 80.9%  |
| 介護予防特定福祉用具販売     | 249人    | 420人      | 59.3%  |
| 介護予防住宅改修         | 273人    | 480人      | 56.9%  |
| 介護予防支援           | 24,285人 | 31,200人   | 77.8%  |
| 介護予防特定施設入所者生活介護  | 3,525人  | 3,348人    | 105.3% |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 63人     | 132人      | 47.7%  |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 3人      | 0人        | —      |

## (2) 施設サービス

### ①施設サービス利用者数の推移

介護保険の施設サービス利用者数はグラフ 31 のとおり推移している。

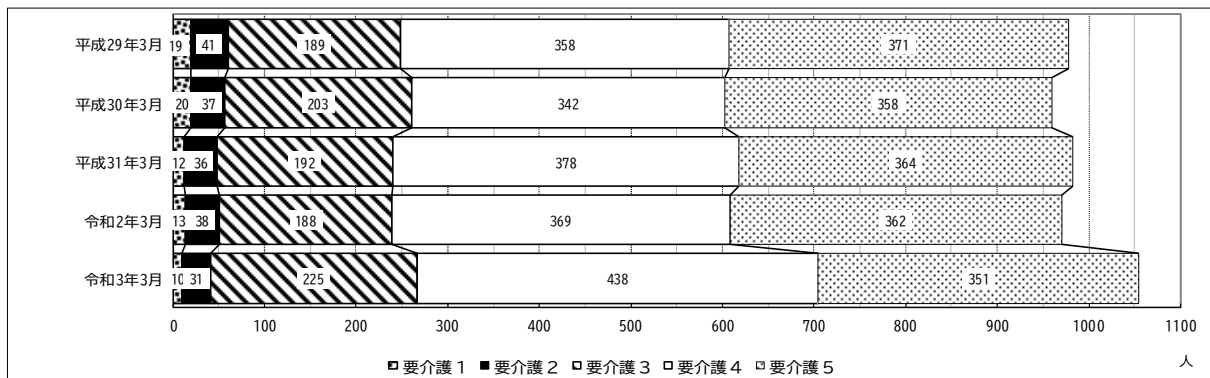
グラフ 31 施設種類別サービス利用者推移



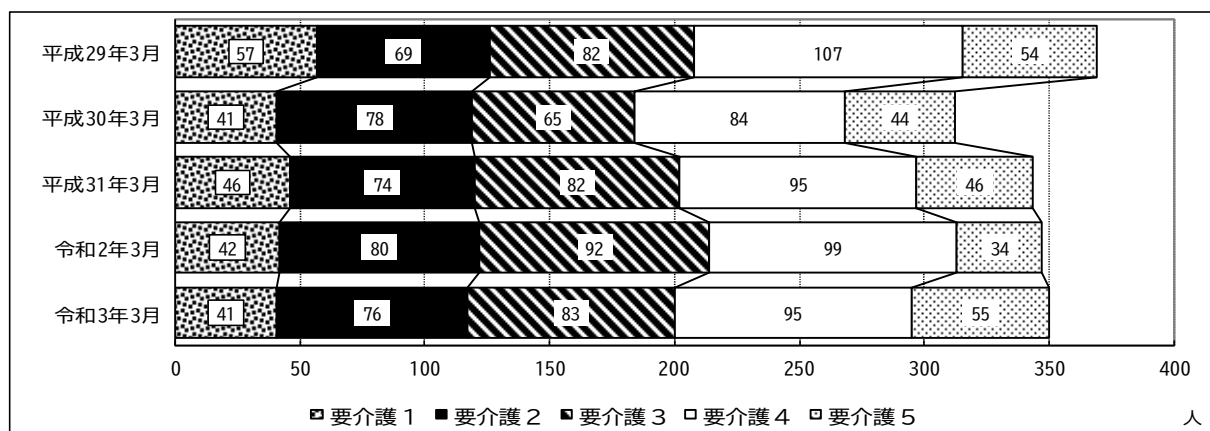
各施設の入所者数を要介護度別にみると、グラフ 32 のとおり推移している。

グラフ 32 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況

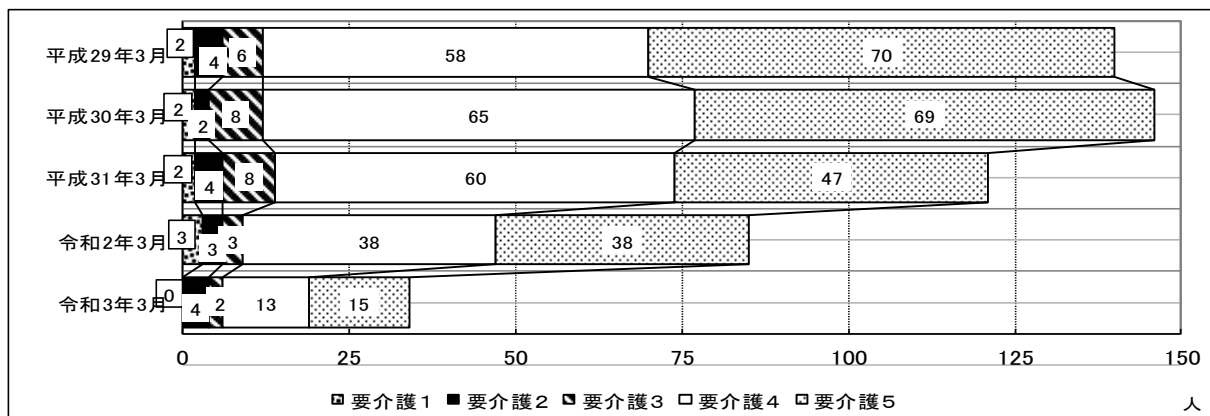
【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】



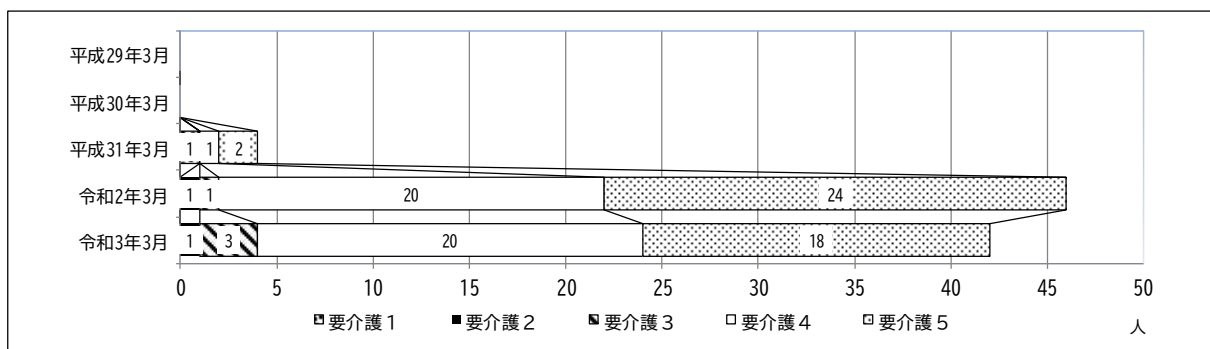
【介護老人保健施設】



【介護療養型医療施設】



【介護医療院】



## ② 中野区特別養護老人ホーム優先入所等に関する指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は①第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と②第二次評価（各ホームの基準）により行う。

また特別養護老人ホームは、平成27年4月より原則要介護3以上の方の入所が可能となっている（特例入所あり）。

## （３）居宅サービス

居宅サービスには、自宅で利用するサービス、施設に出かけて利用するサービス、生活環境を整えるサービス等様々な種類がある。

平成27年度以降の介護サービス種類別の月平均利用者数をみると、表33のとおり推移している。なお、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）が開始され、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行している。

表 33 居宅サービスの種類別月平均利用者数 (単位：人)

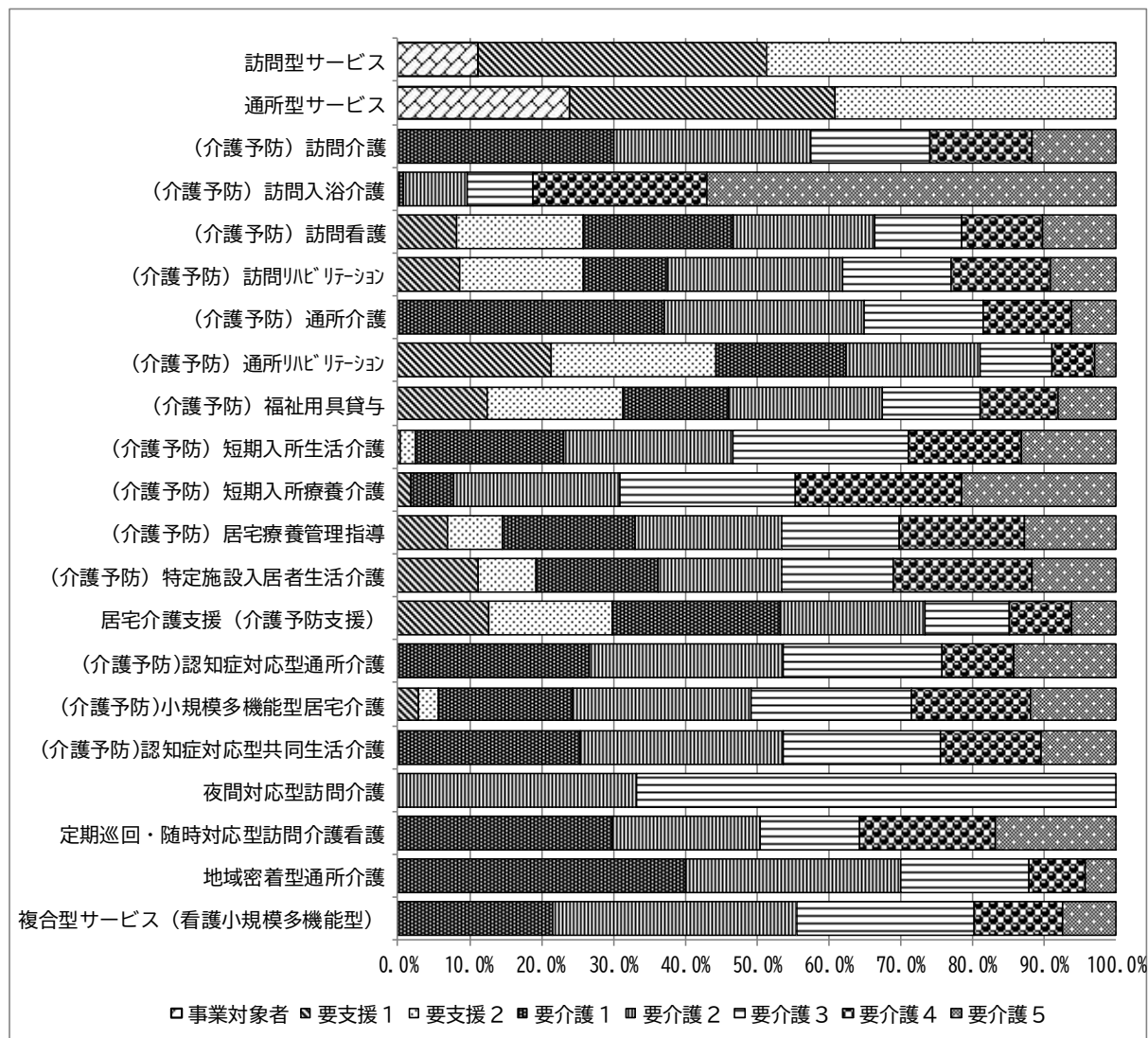
| 区 分                  | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 訪問型サービス              | —      | —      | 1,806  | 1,763 | 1,642 |
| 通所型サービス              | —      | —      | 1,729  | 1,757 | 1,465 |
| (介護予防)訪問介護           | 4,347  | 2,697  | 2,462  | 2,372 | 2,379 |
| (介護予防)訪問入浴介護         | 280    | 249    | 236    | 223   | 217   |
| (介護予防)訪問看護           | 1,409  | 1,573  | 1,735  | 1,910 | 2,045 |
| (介護予防)訪問リハビリテーション    | 318    | 318    | 341    | 347   | 346   |
| (介護予防)通所介護           | 3,265  | 1,847  | 1,736  | 1,675 | 1,527 |
| (介護予防)通所リハビリテーション    | 528    | 566    | 627    | 676   | 612   |
| (介護予防)福祉用具貸与         | 4,410  | 4,562  | 4,722  | 4,764 | 4,910 |
| (介護予防)短期入所生活介護       | 458    | 474    | 504    | 497   | 347   |
| (介護予防)短期入所療養介護       | 72     | 76     | 76     | 76    | 57    |
| (介護予防)居宅療養管理指導       | 2,997  | 3,185  | 3,471  | 3,723 | 4,044 |
| (介護予防)特定施設入居者生活介護    | 1,285  | 1,350  | 1,474  | 1,510 | 1,535 |
| 居宅介護支援(介護予防支援)       | 8,085  | 6,705  | 6,750  | 6,770 | 6,803 |
| (介護予防)認知症対応型通所介護     | 296    | 287    | 290    | 265   | 234   |
| (介護予防)小規模多機能型居宅介護    | 105    | 104    | 109    | 109   | 94    |
| (介護予防)認知症対応型共同生活介護   | 280    | 289    | 300    | 321   | 341   |
| 夜間対応型訪問介護            | 44     | 35     | 33     | 8     | 2     |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0      | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 29     | 28     | 36     | 47    | 57    |
| 地域密着型通所介護            | —      | 1,216  | 1,185  | 1,186 | 1,035 |
| 複合型サービス（看護小規模多機能型）   | 0      | 0      | 0      | 2     | 27    |

※地域密着型通所介護は平成28年4月から開始（通所介護から移行）

※各サービス種別における介護サービスと介護予防サービスの利用者数の合計の月平均値

令和2年度における居宅サービス種類ごとの利用者数に対する要介護度等別の利用者数の割合をみると、グラフ34のとおりとなる。平成29年4月から、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行している。

グラフ34 要介護度等別の居宅サービス利用割合



居宅サービス種類ごとの利用者一人あたりの月平均利用回数と給付額をみると、表 35 及び表 36 のとおり推移している。

表 35 （介護給付）月平均利用回数及び給付額（単位：回、千円）

| 区 分            | 平成28年度 |     | 平成29年度 |     | 平成30年度 |     | 令和元年度 |     | 令和2年度 |     |
|----------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                | 回数     | 給付額 | 回数     | 給付額 | 回数     | 給付額 | 回数    | 給付額 | 回数    | 給付額 |
| 訪問介護(回)        | 22.9   | 72  | 22.9   | 74  | 22.9   | 75  | 23.0  | 75  | 23.4  | 78  |
| 訪問入浴介護(回)      | 4.7    | 60  | 4.6    | 60  | 4.6    | 61  | 4.7   | 61  | 4.6   | 60  |
| 訪問看護(回)        | 9.7    | 44  | 10.0   | 45  | 9.9    | 45  | 10.1  | 45  | 10.6  | 47  |
| 訪問リハビリテーション(回) | 11.6   | 36  | 11.9   | 37  | 11.8   | 35  | 11.9  | 36  | 11.8  | 36  |
| 通所介護(回)        | 9.5    | 74  | 9.7    | 76  | 9.9    | 77  | 9.9   | 77  | 10.4  | 82  |
| 通所リハビリテーション(回) | 6.0    | 54  | 6.1    | 55  | 6.0    | 51  | 6.2   | 51  | 6.2   | 54  |
| 短期入所生活介護(日)    | 8.8    | 76  | 8.4    | 74  | 8.0    | 71  | 8.3   | 74  | 8.8   | 82  |
| 短期入所療養介護(日)    | 7.9    | 90  | 8.1    | 97  | 8.4    | 100 | 7.7   | 93  | 8.0   | 97  |
| 地域密着型通所介護(回)   | 9.2    | 71  | 9.3    | 74  | 9.5    | 74  | 9.6   | 75  | 9.6   | 77  |

※地域密着型通所介護は平成 28 年 4 月から開始（通所介護から移行）

表 36 （介護予防）月平均利用回数及び給付額（単位：回・日、千円）

| 区 分                | 平成28年度 |     | 平成29年度 |     | 平成30年度 |     | 令和元年度 |     | 令和2年度 |     |
|--------------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                    | 回数     | 給付額 | 回数     | 給付額 | 回数     | 給付額 | 回数    | 給付額 | 回数    | 給付額 |
| 介護予防訪問介護(回)        | -      | -   | -      | -   | -      | -   | -     | -   | -     | -   |
| 介護予防訪問入浴介護(回)      | 2.3    | 19  | 2.9    | 26  | 3.5    | 32  | 2.6   | 24  | 1.0   | 9   |
| 介護予防訪問看護(回)        | 7.9    | 31  | 8.1    | 31  | 8.5    | 31  | 8.7   | 31  | 9.2   | 33  |
| 介護予防訪問リハビリテーション(回) | 9.5    | 29  | 9.8    | 29  | 9.7    | 29  | 9.2   | 28  | 10.1  | 30  |
| 介護予防通所介護(回)        | -      | -   | -      | -   | -      | -   | -     | -   | -     | -   |
| 介護予防通所リハビリテーション(回) | 1.0    | 29  | 1.0    | 30  | 1.0    | 31  | 1.0   | 31  | 1.0   | 31  |
| 介護予防短期入所生活介護(日)    | 5.1    | 33  | 5.0    | 32  | 6.9    | 36  | 5.3   | 35  | 5.6   | 40  |
| 介護予防短期入所療養介護(日)    | 5.8    | 52  | 6.1    | 45  | 5.2    | 40  | 7.2   | 49  | 7.8   | 49  |

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護については月額報酬であり、平成 29 年度から総合事業に移行したため除いている。

※地域密着型通所介護の利用対象は要介護 1 ～ 5 のみである。

## ① 福祉用具購入費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給の2つのサービスは他のサービスと利用方法が異なる。

利用にあたっては、区に直接申請を行い、支給限度基準額（福祉用具購入費は毎年4月から翌年3月までの1年間10万円、住宅改修費は同一の住宅で20万円（ただし、初回住宅改修着工日の要介護度から3段階以上上がった場合には、再度支給限度基準額まで利用できる））の範囲で費用の7割から9割の償還払いを受ける。利用状況は表37及び表38のとおりである。

表37 福祉用具購入費支給対象 (単位：件)

| 区 分        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 腰掛便座       | 314    | 292    | 254    | 262   | 278   |
| 特殊尿器       | 6      | 3      | 0      | 1     | 6     |
| 入浴補助用具     | 929    | 872    | 779    | 833   | 718   |
| 簡易浴槽       | 1      | 0      | 0      | 25    | 3     |
| 移動用リフトのつり具 | 5      | 5      | 3      | 0     | 2     |
| 計          | 1,255  | 1,172  | 1,036  | 1,121 | 1,007 |

表38 住宅改修費支給対象 (単位：件)

| 区 分      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 手すりの取り付け | 809    | 755    | 671    | 698   | 594   |
| 床段差の解消   | 99     | 105    | 63     | 54    | 63    |
| 床材の変更    | 26     | 36     | 23     | 26    | 21    |
| 扉の取替え    | 73     | 60     | 73     | 52    | 50    |
| 便器の取替え   | 12     | 19     | 8      | 3     | 5     |
| 計        | 1,019  | 975    | 838    | 833   | 761   |

## ② 特別給付

中野区では、第1号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、移送サービス（短期入所（ショートステイ）サービス利用時の送迎費用を支給するサービス）、訪問理美容サービス、寝具乾燥サービスの3つのサービスを実施している。

なお、訪問理美容サービスと寝具乾燥サービスは平成17年度まで区の高齢者福祉サービスとして実施してきたが、第3期中野区介護保険事業計画に基づき特別給付事業としての実施に移行した。

特別給付事業の利用状況は表39のとおり推移している。

表39 特別給付（移送、訪問理美容、寝具乾燥）利用延べ件数 (単位：件)

|           | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 移送サービス    | 10     | 13     | 6      | 11    | 13    |
| 訪問理美容サービス | 91     | 86     | 114    | 190   | 293   |
| 寝具乾燥サービス  | 9      | 24     | 48     | 79    | 49    |

### ③ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成18年度の介護保険制度改正により創設された。

このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。

中野区では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護の7種類のサービスが提供されている。利用実績は表40のとおり推移している。

**表40 地域密着型サービス利用者数の推移（各年度審査分）**

※各年度の人数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

※地域密着型通所介護は平成28年4月開設。

#### 【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の方が少人数で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で自身の持つ能力を生かしながら、入浴や排泄・食事等の日常生活上の介助、機能訓練などのサービスを受けることができる。

（単位：人）

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 要支援1 | —      | —      | —      | —     | —     |
| 要支援2 | 11     | 4      | 13     | 24    | 3     |
| 要介護1 | 786    | 907    | 930    | 995   | 1,035 |
| 要介護2 | 1,023  | 966    | 1,001  | 1,084 | 1,154 |
| 要介護3 | 855    | 891    | 892    | 845   | 895   |
| 要介護4 | 344    | 391    | 433    | 551   | 571   |
| 要介護5 | 335    | 308    | 331    | 348   | 430   |
| 計    | 3,354  | 3,467  | 3,600  | 3,847 | 4,088 |

#### 【認知症対応型通所介護】

認知症の方が日帰りでデイサービスセンター等へ通い、日常生活の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。

（単位：人）

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 要支援1 | 6      | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 要支援2 | 7      | 5      | 7      | 0     | 0     |
| 要介護1 | 860    | 858    | 805    | 720   | 750   |
| 要介護2 | 898    | 979    | 906    | 901   | 759   |
| 要介護3 | 819    | 709    | 901    | 841   | 619   |
| 要介護4 | 473    | 418    | 417    | 322   | 280   |
| 要介護5 | 490    | 479    | 445    | 399   | 405   |
| 計    | 3,553  | 3,448  | 3,481  | 3,183 | 2,813 |

### 【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて利用できるサービス。利用者は少人数の家庭的な雰囲気の中で日常生活上の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。  
(単位：人)

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 要支援1 | 78     | 58     | 77     | 36    | 33    |
| 要支援2 | 38     | 51     | 43     | 39    | 30    |
| 要介護1 | 395    | 343    | 296    | 312   | 212   |
| 要介護2 | 258    | 287    | 284    | 311   | 280   |
| 要介護3 | 197    | 257    | 342    | 336   | 251   |
| 要介護4 | 158    | 120    | 158    | 133   | 188   |
| 要介護5 | 130    | 136    | 109    | 141   | 135   |
| 計    | 1,254  | 1,252  | 1,309  | 1,308 | 1,129 |

### 【看護小規模多機能型居宅介護】

小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加したサービス。  
(単位：人)

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 要支援1 | -      | -      | -      | -     | -     |
| 要支援2 | -      | -      | -      | -     | -     |
| 要介護1 | 0      | 0      | 0      | 8     | 70    |
| 要介護2 | 0      | 0      | 0      | 6     | 110   |
| 要介護3 | 0      | 0      | 0      | 5     | 80    |
| 要介護4 | 0      | 0      | 0      | 2     | 40    |
| 要介護5 | 0      | 0      | 0      | 0     | 24    |
| 計    | 0      | 0      | 0      | 21    | 324   |

### 【夜間対応型訪問介護】

夜間において、定期巡回の訪問介護、必要な時に受けられる随時の訪問、通報に応じた対応等のオペレーションサービスを受けることができる。  
(単位：人)

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 要支援1 | -      | -      | -      | -     | -     |
| 要支援2 | -      | -      | -      | -     | -     |
| 要介護1 | 83     | 59     | 39     | 8     | 0     |
| 要介護2 | 146    | 151    | 165    | 28    | 7     |
| 要介護3 | 82     | 51     | 42     | 13    | 14    |
| 要介護4 | 116    | 91     | 93     | 30    | 0     |
| 要介護5 | 96     | 68     | 53     | 15    | 0     |
| 計    | 523    | 420    | 392    | 94    | 21    |

### 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応などのサービスを受けることができる。  
(単位：人)

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 要支援1 | -      | -      | -      | -     | -     |
| 要支援2 | -      | -      | -      | -     | -     |
| 要介護1 | 81     | 83     | 130    | 213   | 205   |
| 要介護2 | 58     | 44     | 66     | 118   | 142   |
| 要介護3 | 77     | 95     | 101    | 103   | 95    |
| 要介護4 | 98     | 40     | 40     | 85    | 130   |
| 要介護5 | 36     | 76     | 94     | 44    | 116   |
| 計    | 350    | 338    | 431    | 563   | 688   |

### 【地域密着型通所介護】

小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けることができる（平成 28 年 4 月から、定員 18 人以下の小規模な通所介護が地域密着型通所介護へ移行した）。

（単位：人）

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援1 | —      | —      | —      | —      | —      |
| 要支援2 | —      | —      | —      | —      | —      |
| 要介護1 | 5,536  | 5,914  | 5,844  | 5,979  | 4,961  |
| 要介護2 | 4,001  | 4,321  | 4,136  | 4,061  | 3,720  |
| 要介護3 | 2,190  | 2,521  | 2,472  | 2,420  | 2,211  |
| 要介護4 | 1,044  | 1,124  | 1,203  | 1,195  | 974    |
| 要介護5 | 689    | 715    | 562    | 571    | 548    |
| 計    | 13,460 | 14,595 | 14,217 | 14,226 | 12,414 |

### 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることができる。

（単位：人）

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 要支援1 | —      | —      | —      | —     | —     |
| 要支援2 | —      | —      | —      | —     | —     |
| 要介護1 | 0      | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 要介護2 | 0      | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 要介護3 | 2      | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 要介護4 | 0      | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 要介護5 | 0      | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 計    | 2      | 0      | 0      | 0     | 0     |

## （４）保険給付

要介護等認定者の介護サービス利用に必要な費用は、その 7 割から 9 割が介護保険特別会計から介護サービス事業者を支払われる。過去 3 年間の介護サービス種類別支給件数及び保険給付費の決算額の詳細は表 41 のとおりである。なお、平成 29 年 4 月から総合事業が開始され、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行している。

表 41 給付費の状況

(単位：件、千円)

| 区 分      |                      | 平成30年度 |            | 令和元年度  |            | 令和2年度  |            |
|----------|----------------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
|          |                      | 件数     | 決算額        | 件数     | 決算額        | 件数     | 決算額        |
| 居宅サービス   | 訪問介護                 | 33,509 | 2,204,994  | 32,430 | 2,142,995  | 32,178 | 2,218,202  |
|          | 訪問入浴介護               | 2,838  | 170,534    | 2,699  | 162,533    | 2,624  | 157,043    |
|          | 訪問看護                 | 16,024 | 694,110    | 17,021 | 742,249    | 18,658 | 856,776    |
|          | 訪問リハビリテーション          | 3,091  | 109,436    | 3,096  | 110,958    | 3,096  | 111,657    |
|          | 通所介護                 | 22,603 | 1,603,037  | 21,610 | 1,555,263  | 19,520 | 1,505,836  |
|          | 通所リハビリテーション          | 4,053  | 205,621    | 4,364  | 220,950    | 4,117  | 221,024    |
|          | 福祉用具貸与               | 39,762 | 580,858    | 39,646 | 573,004    | 41,833 | 606,110    |
|          | 短期入所                 | 7,161  | 514,222    | 7,117  | 512,742    | 4,973  | 398,615    |
|          | 居宅療養管理指導             | 62,586 | 449,706    | 67,625 | 485,080    | 72,871 | 513,685    |
|          | 特定施設入居者生活介護          | 14,323 | 2,749,819  | 14,742 | 2,849,891  | 14,895 | 2,970,983  |
|          | 居宅介護サービス計画費          | 57,458 | 867,094    | 56,264 | 851,992    | 57,351 | 876,164    |
|          | 夜間対応型訪問介護            | 392    | 6,443      | 94     | 2,526      | 21     | 676        |
|          | 地域密着型通所介護            | 15,563 | 1,058,182  | 15,629 | 1,072,653  | 13,521 | 961,743    |
|          | 認知症対応型通所介護           | 3,577  | 356,735    | 3,258  | 338,197    | 2,844  | 308,580    |
|          | 小規模多機能型居宅介護          | 1,189  | 252,929    | 1,234  | 257,602    | 1,066  | 229,052    |
|          | 認知症対応型共同生活介護         | 3,588  | 942,586    | 3,823  | 1,024,425  | 4,087  | 1,103,807  |
|          | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 431    | 69,955     | 563    | 75,955     | 688    | 111,414    |
|          | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0      | 0          | 0      | 0          | 0      | 0          |
|          | 看護小規模多機能型居宅介護        | 0      | 0          | 0      | 4,411      | 324    | 72,607     |
|          | 計                    |        | 12,836,261 |        | 12,983,426 |        | 13,223,974 |
| 施設サービス   | 介護老人福祉施設             | 11,745 | 3,170,542  | 11,857 | 3,251,029  | 12,394 | 3,448,790  |
|          | 介護老人保健施設             | 4,068  | 1,137,306  | 4,319  | 1,212,761  | 4,151  | 1,210,488  |
|          | 特別療養費                | 71     | 293        | 54     | 228        | 69     | 309        |
|          | 介護療養型医療施設            | 1,579  | 530,451    | 1,288  | 443,028    | 486    | 164,516    |
|          | 特定診療費                | 1,579  | 27,666     | 1,288  | 23,559     | 486    | 8,119      |
|          | 介護医療院                |        |            | 137    | 46,861     | 559    | 207,797    |
|          | 特別診療費                |        |            | 134    | 2,191      | 559    | 10,509     |
|          | 計                    |        | 4,866,258  |        | 4,979,657  |        | 5,050,528  |
| その他サービス  | 福祉用具購入               | 921    | 27,220     | 956    | 28,071     | 941    | 28,751     |
|          | 住宅改修                 | 784    | 63,034     | 740    | 61,878     | 633    | 49,858     |
|          | 特定入所者介護サービス費         | 11,728 | 407,606    | 11,600 | 409,096    | 10,781 | 401,158    |
|          | 特別給付                 | 168    | 701        | 280    | 1,317      | 355    | 1,645      |
|          | 計                    |        | 498,561    |        | 500,362    |        | 481,412    |
| 介護予防サービス | 介護予防訪問介護             | 4      | 125        | 2      | 46         | 0      | 0          |
|          | 介護予防訪問入浴介護           | 15     | 476        | 7      | 165        | 2      | 19         |
|          | 介護予防訪問看護             | 5,443  | 167,920    | 6,436  | 201,989    | 6,325  | 207,949    |
|          | 介護予防訪問リハビリテーション      | 1,005  | 29,373     | 1,069  | 29,478     | 1,074  | 32,635     |
|          | 介護予防通所介護             | 12     | -596       | -1     | -854       | 0      | -1,354     |
|          | 介護予防通所リハビリテーション      | 3,488  | 109,607    | 3,764  | 115,989    | 3,249  | 100,002    |
|          | 介護予防福祉用具貸与           | 18,252 | 101,021    | 18,933 | 110,013    | 18,644 | 112,036    |
|          | 介護予防短期入所             | 189    | 6,845      | 190    | 7,078      | 119    | 4,754      |
|          | 介護予防居宅療養管理指導         | 9,699  | 67,581     | 10,763 | 74,171     | 11,856 | 79,788     |
|          | 介護予防特定施設入居者生活介護      | 3,415  | 248,022    | 3,404  | 246,489    | 3,528  | 261,743    |
|          | 介護予防サービス計画費          | 23,545 | 117,625    | 24,972 | 124,643    | 24,285 | 121,083    |
|          | 介護予防認知症対応型通所介護       | 7      | 312        | 0      | 0          | 0      | 0          |
|          | 介護予防小規模多機能型居宅介護      | 120    | 7,085      | 75     | 4,852      | 63     | 3,885      |
|          | 介護予防認知症対応型共同生活介護     | 13     | 2,683      | 24     | 5,957      | 3      | 608        |
|          | 計                    |        | 858,079    |        | 920,016    |        | 923,148    |
| 合計       |                      |        | 19,059,159 |        | 19,383,461 |        | 19,679,062 |

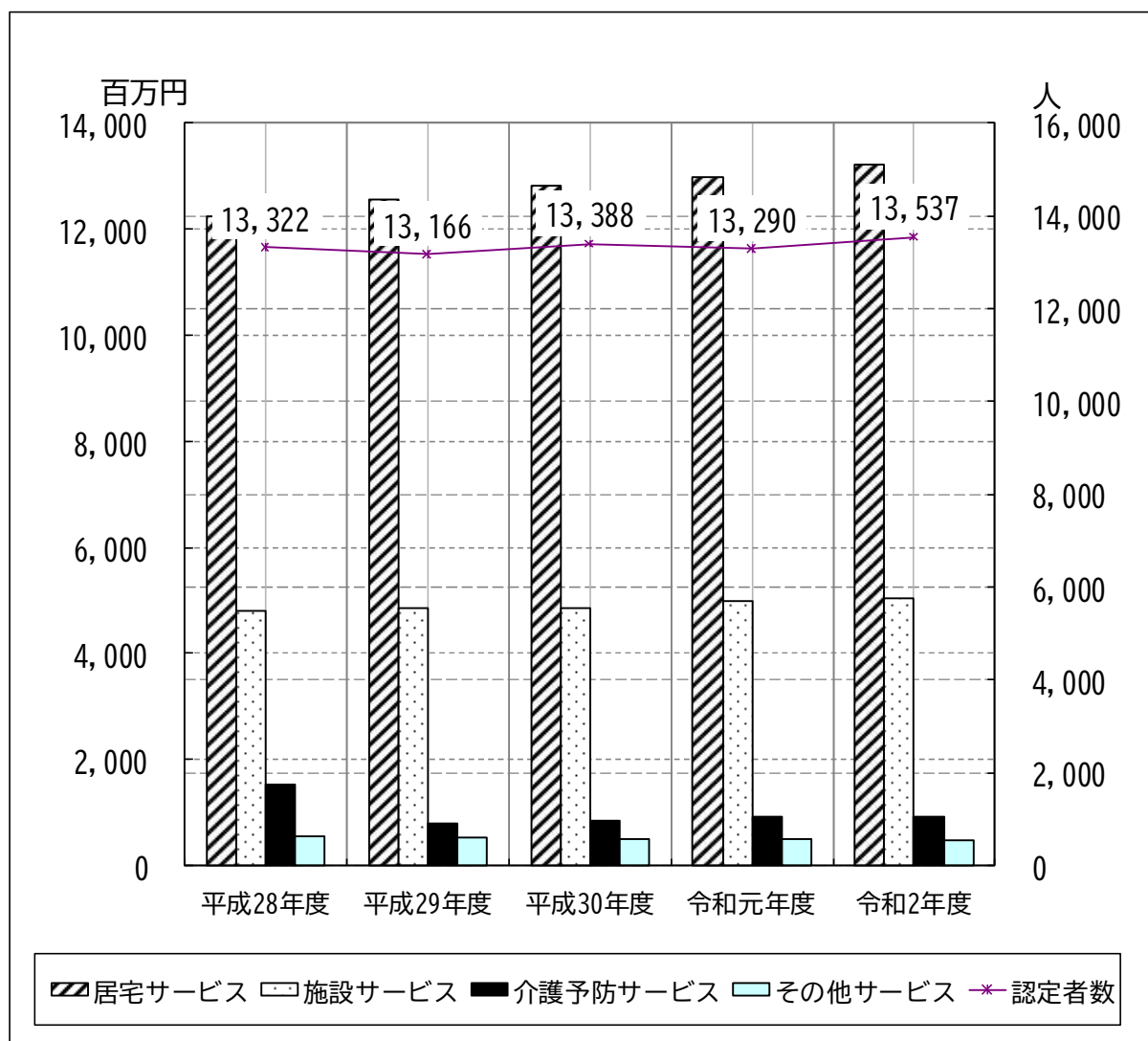
※高額介護サービスは事業者でなく利用者に支給されるため、ここでは除外している。

※決算額の計及び合計は、各サービス種類別に千円単位未満を四捨五入した数値の合計額を使用している。

※件数は、月ごとの支給件数を12か月分合計した数値である。

介護サービスを居宅・施設・その他・介護予防に大別し、それぞれの保険給付費決算額の推移をみると、居宅サービス費、施設サービス費及び介護予防サービス費は増加傾向にある。

グラフ 42 認定者数及び給付費決算額の推移



※認定者数は各年度3月末日現在の数値。

※介護予防サービス費は、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したため減少している。

利用者一人当たりの給付費（概算）は表43のとおりである。過去5年間の推移をみると、居宅介護サービス及び施設サービスは増加傾向にある。

表 43 利用者一人当たり給付費（概算） (単位：千円、人、%)

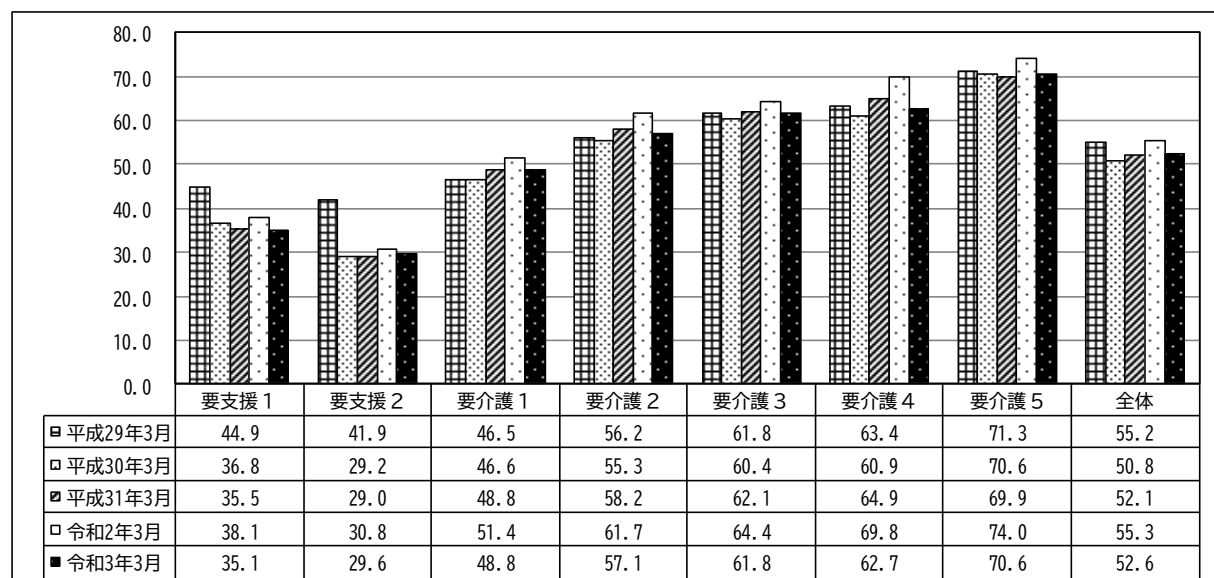
| 区 分  |                | 平成28年度     | 平成29年度<br>(伸率) | 平成30年度<br>(伸率) | 令和元年度<br>(伸率)  | 令和2年度<br>(伸率)  |
|------|----------------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 居宅介護 | 居宅サービス費        | 12,247,875 | 12,558,961 2.5 | 12,836,261 2.2 | 12,983,426 1.1 | 13,223,974 1.9 |
|      | 利用者数           | 75,204     | 74,757 -0.6    | 75,075 0.4     | 74,886 -0.3    | 76,471 2.1     |
|      | 一人当たり給付費概算(月額) | 163        | 168 3.1        | 171 1.8        | 173 1.2        | 173 0.0        |
| 施設   | 施設サービス費        | 4,790,717  | 4,844,833 1.1  | 4,868,721 0.5  | 4,979,657 2.3  | 5,050,528 1.4  |
|      | 利用者数           | 17,442     | 17,394 -0.3    | 17,144 -1.4    | 17,283 0.8     | 17,309 0.2     |
|      | 一人当たり給付費概算(月額) | 275        | 279 1.5        | 284 1.8        | 288 1.4        | 292 1.4        |
| 介護予防 | 介護予防サービス費      | 1,536,767  | 784,409 -49.0  | 858,079 9.4    | 920,016 7.2    | 923,148 0.3    |
|      | 利用者数           | 40,420     | 25,895 -35.9   | 27,596 6.6     | 29,216 5.9     | 29,685 1.6     |
|      | 一人当たり給付費概算(月額) | 38         | 30 -21.1       | 31 3.3         | 31 0.0         | 31 0.0         |

※各年度の利用者数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

※介護予防サービス費は、平成29年4月から介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したため減少している。

要介護度別に設定されている支給限度額に対する利用割合では、要介護 1 以上で要介護度が上がるほど高くなっている。

グラフ 44 介護度別支給限度額に対する利用割合



(単位：円)

| 区 分             | 要支援 1  | 要支援 2   | 要介護 1   | 要介護 2   | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支給限度額のめやす       | 50,320 | 105,310 | 167,650 | 197,050 | 270,480 | 309,380 | 362,170 |
| 令和3年3月<br>平均利用額 | 17,662 | 31,172  | 81,813  | 112,516 | 166,616 | 193,981 | 255,692 |

## (5) 利用者の負担割合

介護サービスを利用する際の利用者負担は、1割又は2割のほか平成 30 年 8 月から、現役並みの所得者が3割負担となった。要介護認定者には、毎年 7 月頃に負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を交付している。

|              |       |                  |
|--------------|-------|------------------|
| 令和 3 年 3 月時点 | 1 割負担 | 11,106 人 (81.7%) |
|              | 2 割負担 | 938 人 ( 6.9%)    |
|              | 3 割負担 | 1,548 人 (11.4%)  |

## (6) 利用者負担の軽減

### ① 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成 14 年 4 月から、事業者が介護保険サービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ等計 16 サービス）の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。また、平成 29 年 4 月から、総合事業（訪問型サービス（従前）及び通所型サービス（従前））も対象とした。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は表 45 のとおり推移している。

表 45 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績 (単位：件、千円)

| 区分 | 平成28年度 |     | 平成29年度 |     | 平成30年度 |     | 令和元年度 |     | 令和2年度 |       |
|----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-------|
|    | 件数     | 金額  | 件数     | 金額  | 件数     | 金額  | 件数    | 金額  | 件数    | 金額    |
| 実績 | 57     | 328 | 81     | 531 | 87     | 396 | 124   | 483 | 188   | 1,024 |

② 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービス利用者は、利用の際に介護サービス費用の1割から3割を負担するが、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給される。

高額介護（介護予防）サービス費の支給実績は表 46 のとおりである。なお、平成 27 年 8 月から現役並み所得者に相当する方がいる世帯の上限額が 37,200 円から 44,400 円に、平成 29 年 8 月からは一般世帯の上限額も 44,400 円に引き上げられた。それに伴い、時限措置として3年間（平成 29 年 8 月から令和 2 年 7 月まで）年間高額介護（介護予防）サービス費を支給した。

表 46-1 高額介護サービス費支給実績 (単位：件、千円)

| 区分     | 老齢福祉年金受給者等   |        | 世帯全員が住民税非課税  |         |              |        | 一般世帯<br>(左記及び右記以外)                 |         | 現役並み所得者に相当する方がいる世帯※           |        | 合計     |         |
|--------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|--------|------------------------------------|---------|-------------------------------|--------|--------|---------|
|        | 上限額15,000円／月 |        | 上限額15,000円／月 |         | 上限額24,600円／月 |        | 上限額37,200円／月<br>(平成29年8月から44,400円) |         | 上限額44,400円／月<br>(平成27年8月から新設) |        |        |         |
|        | 件数           | 金額     | 件数           | 金額      | 件数           | 金額     | 件数                                 | 金額      | 件数                            | 金額     | 件数     | 金額      |
| 平成28年度 | 6,468        | 66,208 | 20,404       | 247,581 | 6,013        | 41,789 | 7,668                              | 102,478 | 4,263                         | 56,006 | 44,816 | 514,062 |
| 平成29年度 | 6,903        | 69,967 | 20,263       | 253,555 | 6,234        | 45,929 | 6,559                              | 87,616  | 4,515                         | 59,088 | 44,474 | 516,155 |
| 平成30年度 | 7,015        | 77,029 | 20,536       | 264,666 | 6,641        | 49,760 | 8,570                              | 155,471 | 2,549                         | 31,208 | 45,311 | 578,134 |
| 令和元年度  | 7,334        | 82,849 | 21,081       | 276,906 | 7,096        | 53,118 | 11,917                             | 273,622 |                               |        | 47,428 | 686,495 |
| 令和2年度  | 7,632        | 88,508 | 20,532       | 280,308 | 7,849        | 62,053 | 12,464                             | 297,269 |                               |        | 48,477 | 728,138 |

※平成 30 年 10 月以降の現役並み所得相当は、一般世帯に含めて計上している。

表 46-2 年間高額介護サービス費支給実績 (単位：件、円)

| 区分 | 平成30年度 |           | 令和元年度 |           | 令和2年度 |           |
|----|--------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
|    | 件数     | 金額        | 件数    | 金額        | 件数    | 金額        |
| 実績 | 80     | 2,977,898 | 84    | 3,270,148 | 92    | 3,247,981 |

※年間高額介護サービス費の支給は平成 30 年度から令和 2 年度までである。

③ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

介護保険制度の改正により、平成 17 年 10 月から介護保険施設等の居住費と食費は利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用される。補足給付の対象となるのは、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方であり、具体的には表 47 のとおりである。

表 47 段階別負担限度額認定対象者

| 利用者負担段階 | 対 象 者                                                                     |                                          |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 第 1 段階  | 高齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）の方・生活保護受給者                            | かつ、預貯金等が単身で<br>1,000万円（夫婦で<br>2,000万円）以下 |
| 第 2 段階  | 住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）であって、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 |                                          |
| 第 3 段階  | 住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）で、利用者負担段階が第 2 段階以外の方                            |                                          |

上記以外の方は利用者負担第 4 段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表 48 のとおりで施設の種類及び居室により異なり、食費の負担限度額は表 49 のとおりである。

表 48 居住費の負担限度額 (日額)

|             |        | 負担限度額  |        |        | 基準費用額                       |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
|             |        | 第 1 段階 | 第 2 段階 | 第 3 段階 |                             |
| 多床室         |        | 0円     | 370円   | 370円   | (老健・療養等) 377円<br>(特養等) 855円 |
| 従来型個室       | 特養等    | 320円   | 420円   | 820円   | 1,171円                      |
|             | 老健・療養等 | 490円   | 490円   | 1,310円 | 1,668円                      |
| ユニット型個室的多床室 | 特養等    | 490円   | 490円   | 1,310円 | 1,668円                      |
|             | 老健・療養等 | 490円   | 490円   | 1,310円 | 1,668円                      |
| ユニット型個室     |        | 820円   | 820円   | 1,310円 | 2,006円                      |

※平成 30 年度より、ユニット型準個室がユニット型個室的多床室に名称変更。

表 49 食費の負担限度額 (日額)

| 負担限度額  |        |        | 基準費用額  |
|--------|--------|--------|--------|
| 第 1 段階 | 第 2 段階 | 第 3 段階 |        |
| 300円   | 390円   | 650円   | 1,392円 |

負担限度額認定者数の実績は表 50 のとおりである。

表 50 負担限度額認定者数 (単位：人)

|        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 第 1 段階 | 303    | 310    | 278    | 323   | 316   |
| 第 2 段階 | 489    | 433    | 399    | 397   | 393   |
| 第 3 段階 | 835    | 855    | 815    | 861   | 823   |
| 計      | 1,627  | 1,598  | 1,492  | 1,581 | 1,532 |

#### ④ 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している方については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。令和 2 年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数は表 51 のとおり推移している。

表 51 旧措置入所者利用負担減免認定者数

(単位：人)

|     | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 減 額 | 1      | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 免 除 | 6      | 3      | 1      | 1     | 1     |
| 計   | 7      | 3      | 1      | 1     | 1     |

## ⑤ 高額医療合算介護サービス費の支給

平成 21 年度から高額医療合算介護サービス費の支払いを開始した。

同じ医療保険に加入する世帯内で、毎年 8 月からの 1 年間に医療と介護の両方に自己負担があり、その合計額が限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。

算定対象となるのは介護保険のサービス費用の 1 割から 3 割相当分〔医療保険は 1 割から 3 割相当分〕であり、入院時の食費、居住費、日用品費、差額ベッド代などは対象外となる。また、高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は算定対象から除かれる。

高額医療合算介護サービス費の支給実績は表 52 のとおりである。

表 52 高額医療合算介護サービス費 支給実績

|      | 平成28年度      | 平成29年度      | 平成30年度      | 令和元年度        | 令和2年度        |
|------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 支給件数 | 2,137件      | 2,479件      | 2,530件      | 2,677件       | 2,696件       |
| 支給金額 | 70,942,387円 | 94,560,500円 | 94,249,180円 | 111,409,706円 | 108,564,022円 |

## ⑥ 制度移行措置対象者（障害者施策によるホームヘルプサービス利用者）に対する利用負担額の減額

65 歳になる前の 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、平成 18 年 4 月 1 日以降に 65 歳に到達したことで介護保険のサービス利用対象となった方について、自己負担額を全額免除する制度が設けられている。令和 2 年度に中野区で減額対象となった方はいなかった。

## ⑦ 介護サービス等利用者負担額の免除

平成 23 年 5 月 2 日付老発第 0502 第 1 号厚生労働省老健局長通知に基づき、東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担免除の取扱い（平成 23 年 6 月 16 日付区長決定 23 中区介第 393 号）を実施し、以後、厚生労働省老健局介護保険計画課通知に伴い、原子力災害対策特別措置法による避難指示等対象被保険者に対し免除措置を延長している。令和 2 年度の免除対象者は 7 人であった。

## 5 地域支援事業

65 歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成 18 年度から「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる地域支援事業を実施している。

平成 29 年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を開始し、「介護予防事業」を再編するとともに、予防給付のうち訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行した。

### （１）介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び 65 歳以上で地域包括支援センターで実施する基本チェックリストによりサービス事業対象者に該当した方のうち、介護予防ケアマネジメントの中で本事業の参加が有効であると認められた方を対象として実施する事業。

#### ① 訪問による日常生活支援サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事の調理や掃除等を利用者とともにを行い、利用者の介護予防及び自立を支援する。なお、介護保険と同様に、利用者はサービス費用の 1 割から 3 割を負担する。

##### 【令和 2 年度実績】

訪問型サービス 19,711 件（執行額 406,253,990 円）

（内訳）従前相当サービス 19,430 件

緩和（区独自）基準サービス 279 件

緩和（他市町村独自）基準サービス 2 件

#### ② 通所による支援サービス

生活機能の維持向上のための体操やレクリエーション等の支援を日帰りで行い、介護予防及び重度化防止等を図る。なお、介護保険と同様に、利用者はサービス費用の 1 割から 3 割を負担する。

##### 【令和 2 年度実績】

通所型サービス 17,578 件（執行額 472,774,394 円）

（内訳）従前相当サービス 17,408 件

緩和（区独自）基準サービス 170 件

#### ③ 短期集中予防サービス事業

短期間（3 か月程度）に生活機能の改善を図るため、高齢者施設や歯科医師会館、介護サービス事業者等で、週 1 回・全 12 回・所要時間 2 時間程度（口腔機能向上プログラムは 6 回）又は週 2 回・全 24 回・所要時間 1 時間程度で実施している。モデル事業として、12 月から訪問型のサービスも実施した。

また、令和2年度よりテキパキ運動機能向上プログラムのスポーツ・コミュニティプラザで実施していたコース、脳喝（認知症予防）プログラム及びワイワイカラオケ体操プログラムは一般介護予防事業として実施することとなった。

ア 通所型（テキパキ運動機能向上プログラム）

全身のストレッチやバランス機能の向上、正しい歩行などを含む転倒骨折予防と腰痛・膝痛対策を目的とした内容の事業を実施している。

【参加人員】80人

イ-1 通所型（食べる幸せ口腔機能向上プログラム）

軽体操に加え、口腔衛生、栄養、誤えん防止、摂食・えん下等口腔機能向上に関する講座を実施している。

【参加人員】3人

イ-2 通所型（食べる幸せ口腔機能向上プログラム 番外編）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止した。

ウ 訪問型（モデル事業）

リハビリテーション専門職が自宅等を訪問し、生活における個別課題を解決することを目的とする事業。利用者1人につき、初回より3か月以内、1回1時間、最大6回までを限度とする。令和2年度は地域を限定してモデル事業として実施した。

実施回数 23回 利用人数 4人

④ 住民主体サービス

ア 訪問型（シルバー人材センター）

シルバー人材センター会員を派遣し、日常的な家事等の生活援助を行う。1か月につき5時間を限度とし、1時間につき200円の自己負担としている。主な利用内容は掃除、買い物代行、洗濯、通院同行。

【実施状況】実利用人数23人 延べ利用時間数705時間

イ 通所型（高齢者会館）

高齢者会館において、週1回定期的に行われる、体操やゲーム、レクリエーション、おしゃべりなど食事を含む3時間程度のミニデイサービス。

【実施状況】16か所で実施

ウ 立ち上げ支援等補助事業

住民主体サービスを行う地域の自主活動団体に対して、立ち上げ支援及び運営費の補助を行っている。

訪問型 1団体

⑤ 高額介護予防サービス費相当事業

介護保険高額介護（介護予防）サービス費に相当する事業を実施し、利用者の負担軽減を図る。

【令和 2 年度実績】 743 件（執行額 2,399,341 円）

⑥ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

介護保険高額医療合算介護サービス費に相当する事業を実施し、利用者の負担軽減を図る。

【令和 2 年度実績】 253 件（執行額 5,811,529 円）

（2）一般介護予防事業

一般の高齢者（65 歳以上の第 1 号被保険者）を対象として実施する事業。

① 介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取組み及び介護予防に対する認識の向上を目的として各種事業を実施している。

ア 運動器の機能向上事業等プログラム

スポーツ・コミュニティプラザにおいて、運動器の機能向上、水中運動及び脳喝（認知症予防）プログラムを実施している。

【事業参加者数】

|           | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|----------|-------|---------|
| 運動器の機能向上  | 50 人     | 60 人     | 72 人  | 59 人    |
| 水中運動      | 20 人     | 18 人     | 26 人  | 29 人    |
| 脳喝（認知症予防） | -        | -        | -     | 24 人    |

※平成 29 年度より開始。

※平成 30 年度までは運動器 2 か所、水中運動 1 か所で実施。令和元年度からは運動器 3 か所、水中運動 2 か所で実施。

※令和 2 年度から脳喝（認知症予防）プログラムを、短期集中予防サービス事業から一般介護予防事業へ移行して実施。

イ 生活機能向上プログラム

高齢期における心身機能の低下（フレイル）を予防するために重要な 3 つの要素「歩く」「食べる」「考える」をテーマとしたプログラム（年 12 回以上）を、各高齢者会館等 19 か所で実施している（令和元年度まで実施していた「体力づくり教室」と「介護予防総合講座」を再編成し、両事業の要素を併せ持つ新たな事業として令和 2 年度から開始した）。

### 【開催状況】

|        | 令和2年度   |
|--------|---------|
| 会場数    | 19 会場   |
| 延べ参加人数 | 2,778 人 |

※感染拡大により7月から事業を開始。

※1月23日～3月21日の休館期間に実施を予定していた事業は中止。

### ウ 音響機器による介護予防事業

平成29年度より音響機器を活用した介護予防プログラムを実施している。音響機器を活用した健康体操のほか音楽重視・体操重視・脳トレと参加利用者の特性にあわせたコースを実施し、能力の向上を図っている。

### 【実施状況】

|        | 平成30年度   | 令和元年度    | 令和2年度   |
|--------|----------|----------|---------|
| 実施回数   | 804 回    | 733 回    | 517 回   |
| 延べ参加人数 | 11,428 人 | 10,900 人 | 6,432 人 |

※感染拡大により7月から事業を開始。

※1月23日～3月21日の休館期間に実施を予定していた事業は中止。

### エ 介護予防講演会

介護予防の必要性を多くの区民に周知し、認識の向上を図ることを目的とした講演会を実施している。

### 【実施状況】

|        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度           | 令和元年度       | 令和2年度          |
|--------|--------|--------|------------------|-------------|----------------|
| 実施回数   | 2 回    | 2 回    | 1 回              | 0 回         | 1 回            |
| 延べ参加人数 | 257 人  | 431 人  | 261 人<br>(写真展含む) | 0 人<br>(中止) | 89 人<br>(1回中止) |

※令和元、2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催予定であった講演会を中止した。

### オ なかの元気アップ体操ひろば

民間施設を活用した高齢者が予約なしで気軽に参加できる体操の場として開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い休止した時期もあるが、新たに7月から通年でオンライン開催を始め、会場使用が許可されない場合は、代替としてオンラインで実施した。

【実施状況】 区内6か所 週1回30分程度 延べ参加人数 1,922 人  
オンライン 週1回30分程度 延べ参加人数 442 人

## ② 健康・生きがいづくり事業

一般の高齢者が身近な施設を利用して、介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的として高齢者会館等で実施している。

### 【実施状況】

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度  |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 事業の種類  | 110 種類   | 107 種類   | 104 種類   | 110 種類   | 242 種類   |
| 実施回数   | 2,032 回  | 1,984 回  | 2,007 回  | 1,818 回  | 4,032 回  |
| 延べ参加人数 | 35,746 人 | 35,572 人 | 35,939 人 | 32,494 人 | 37,374 人 |

※感染拡大により 6 月から事業を開始。

※1 月 23 日～3 月 21 日の休館期間に実施を予定していた事業は中止。

※令和元年度まで高齢者会館運営の事業として実施していた「定例事業」を、令和 2 年度より「健康・生きがいづくり事業」に統合

### ③ 介護予防に資する住民主体の活動促進助成（中野区社会福祉協議会）

住民主体のまちづくりをすすめるため、中野区社会福祉協議会が実施する高齢者の介護予防事業に取り組むボランティアグループや NP0 団体への助成に対して補助を行っている。

### ④ 介護予防に係る地域人材育成研修

地域の介護予防活動に関わる支援者・被支援者が感染拡大期においても交流を継続できるように、ICT 活用をサポートする講習会を開催した。

- ・インターネット端末の個別相談会 3 回実施 参加人数 延 33 人
- ・オンライン通信等に関する講習会 3 回実施 参加人数 延 35 人

### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、地域ケア会議や住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業である。

- ・リハビリテーション専門職講座

【実施状況】 2 回

延べ参加人数 62 人

- ・地域活動団体等支援 40 件

## （３）包括的支援事業

### ① 地域包括支援センターの運営

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置した。4 つの生活圏域（すこやか福祉センター圏域）ごとにそれぞれ 2 か所、計 8 か所あり、保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、地域の高齢者に関する総合的な相談を受け付ける。

〈運営方法〉

社会福祉法人に委託

〈窓口開設時間〉

月～土曜日…午前 8 時 30 分～午後 5 時

日曜日・祝日・年末年始…休業（緊急時は時間外や休業日も電話で対応）

〈主な業務内容〉

総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント

担当区域及び相談人数は表53、相談内容内訳は表54のとおりである。

表53 担当区域及び相談人数 (令和2年度延べ相談人数 単位：人)

| 名 称 | 担 当 区 域                                                                                   | 相談人数   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 南中野 | 南台全域/弥生町3～6丁目と1, 2丁目(一部)                                                                  | 3,960  |
| 本 町 | 弥生町1, 2丁目(一部)/本町5, 6丁目と1～4丁目(一部)/中央3～5丁目(一部)                                              | 4,917  |
| 東中野 | 本町1～4丁目(一部)/中央1, 2丁目と3丁目(一部)/東中野1, 2, 4, 5丁目/中野1丁目(一部)                                    | 8,953  |
| 中 野 | 中央3～5丁目(一部)/東中野3丁目/中野2, 3, 6丁目と1, 4, 5丁目(一部)/上高田全域/新井1丁目(一部)                              | 6,278  |
| 中野北 | 中野4, 5丁目(一部)/新井2～5丁目(3丁目38番除く)と1丁目(一部)/松が丘全域/江原町全域/江古田1丁目(一部)/野方2丁目と1丁目(一部)/大和町1, 2丁目(一部) | 5,473  |
| 江古田 | 新井3丁目38番/沼袋全域/江古田2～4丁目と1丁目(一部)/丸山全域/野方3, 4丁目と5, 6丁目(一部)/若宮1丁目(一部)                         | 5,327  |
| 鷺 宮 | 野方1, 5丁目(一部)/大和町3, 4丁目と1, 2丁目(一部)/若宮2, 3丁目と1丁目(一部)/白鷺1丁目                                  | 5,812  |
| 上鷺宮 | 野方6丁目(一部)/白鷺2, 3丁目/鷺宮全域/上鷺宮全域                                                             | 4,485  |
| 合 計 |                                                                                           | 45,205 |

表54 相談内容別内訳

| 相談内容       | 構成比 |
|------------|-----|
| 介護保険関係     | 46% |
| 他の機関との連携   | 12% |
| ケアマネジャー支援  | 5%  |
| 認知症        | 5%  |
| 区のサービス     | 3%  |
| 権利擁護       | 3%  |
| 予防ケアマネジメント | 1%  |
| 地域支援事業     | 2%  |
| 実態把握訪問     | 2%  |
| その他        | 21% |

② 地域包括支援センター運営協議会

介護保険法第115条の46の規定に基づき、中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を平成17年11月に設置している。

※運営協議会の協議事項

中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定に基づき次の事項を協議する。

- ・地域包括支援センターの設置に関すること
- ・地域包括支援センターの運営の評価に関すること
- ・多機関ネットワークの構築に関すること
- ・地域包括支援センターへの人材等の支援に関すること
- ・その他、地域包括支援センターの運営に関すること

※委員構成及び任期

- ・定数は14人以内で、学識経験者2人、区内関係団体代表10人、被保険者代表2人で構成される。任期は令和4年1月までの2年間。

### ③ 地域ケア会議

すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守りや医療、福祉・介護、健康づくり・予防、住まいなど、必要なサービスが包括的に提供されている体制を充実させていくため、区、区民、様々な機関が一緒になり地域の課題を明確にして、地域課題解決に向けた取組みを行っている。

区では、下表のとおり「すこやか地域ケア会議」及び「中野区地域包括ケア推進会議」を設置している。また、地域包括ケアシステム推進に向けた具体的な課題を検討するため、「中野区地域包括ケア推進会議」に4つの部会を設置している。なお、生活支援・介護予防・就労・健康づくり部会は、第5期をもって終了とした。

#### 【実施状況】

|           | すこやか地域ケア会議                                                                                      | 中野区地域包括ケア推進会議                                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象エリア     | 日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）を単位として設置                                                                    | 中野区全域を対象として設置                                                                             |
| 主な役割と機能   | 特性に応じた地域力の向上                                                                                    | 地域力の総合的な推進                                                                                |
|           | 困難事例を具体的に検討することを通じて、地域課題を浮き彫りにするとともに、地域団体と専門職との連携、ネットワークの構築、地域資源（活動主体、人材）の開発など、地域力の向上に向けた検討を行う。 | 地域包括ケアの推進に向けた区の全体の課題を捉え、情報共有、連携強化、必要となる制度やしきみ等を検討、立案する。                                   |
| 委員構成（委員数） | 町会・自治会、民生・児童委員、医療関係者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、区<br>(22～30人)                     | 友愛クラブ連合会、シルバー人材センター、警察署、消防署、支えあい協力事業所、不動産事業者、高齢者会館受託事業者、商店街連合会、東京商工会議所中野支部、学識経験者<br>(31人) |
| 実施回数      | 計8回                                                                                             | 3回                                                                                        |

| 部会名       | 在宅医療介護連携部会        | 生活支援・介護予防・就労・健康づくり部会 | 認知症等対策部会              | 住まい・住まい方部会                 |
|-----------|-------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 委員数       | 38人<br>(作業部会を含む)  | 15人                  | 15人                   | 13人                        |
| 検討課題      | 医療介護連携を推進する方策の具体化 | 介護予防事業の体系化           | 認知症の人を地域で支えるための仕組みづくり | 高齢者向けの住宅の整備・支援について<br>の具体化 |
| 令和2年度開催回数 | 3回<br>(作業部会1回を含む) | 1回                   | 2回                    | 3回                         |

#### ④ 在宅医療・介護連携推進

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制の構築を進めている。

##### ア 在宅療養相談窓口

在宅療養の推進のために区役所内に在宅療養相談窓口を開設している。在宅療養者本人、家族、関係機関からの相談を受けながら、情報の提供、医療介護情報の蓄積、関係機関との連携を強化する。

##### 【相談実績】

|       | 相談件数  |
|-------|-------|
| 令和元年度 | 164 件 |
| 令和2年度 | 141 件 |

##### イ 在宅療養講演会

【実施状況】テーマ：「大事な人と「もしもの時の話」をしませんか～アドバンス・ケア・プランニング～」

参加者数：35 人

##### ウ 在宅療養支援者研修会

【実施状況】テーマ：「今知りたい「感染症と在宅療養」～現場の声を共有し、これからについて考えよう～」

参加者数：38 人

#### ⑤ 認知症施策推進

認知症を早期に発見し、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる「認知症にやさしい地域づくり」を目指している。

##### ア 認知症講演会

##### 【実施状況】

テーマ：認知症 YouTube 講座

内 容：認知症の基礎、認知症予防、家族の対応、病院の選び方、受診のポイント、本人への接し方、地域の居場所等の 10 コンテンツに分けて配信

再生回数の合計：2,961 回

##### イ 認知症サポーター養成講座等

認知症高齢者をはじめとした、認知症への理解・普及啓発をすすめるため、地域のグループ・団体等を対象に認知症サポーター養成講座を実施している。また、認知症サポーター養成講座を受講後、さらに認知症の知識を深め、認知症に関す

る地域活動をしたい方を対象に認知症サポートリーダー養成講座を実施している。

【開催状況】

・ 認知症サポーター養成講座

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 実施回数   | 115 回    | 202 回    | 94 回     | 82 回    | 47 回    |
| 延べ参加人数 | 2,513 人  | 4,116 人  | 1,906 人  | 1,913 人 | 612 人   |

・ 認知症サポートリーダー養成講座

実施回数：1 回（講座 4 日間＋ボランティア体験 1 回）

参加者数：17 人（うちサポートリーダー登録者 15 人）

ウ 認知症パンフレットの発行

「中野区版認知症ケアパス（人生 100 年時代への備え！認知症あんしんガイド）」を発行し、普及啓発を図っている。

エ 認知症早期発見・早期対応事業

区の職員（認知症支援コーディネーター）が窓口となり、地域拠点型認知症疾患医療センター（浴風会病院）の認知症アウトリーチチームと連携して、困難事例への対応を行っている。

オ 認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センターで把握した認知症が疑われるケースを、区の保健師と福祉職がチームとなって訪問し、ケースを取り巻く状況を把握しアセスメントする。そのケースを、医師会に委託した認知症アドバイザー医と専門医も参加する認知症初期集中支援チーム員会議にかけ、集中的に関わることで課題解決を目指している。

【実施状況】相談受理 36 人、チーム員訪問 23 件  
チーム員会議年間 10 回

カ 認知症多職種協働研修会

認知症に関わる多職種を対象に、認知症対応力・連携強化のための研修を実施しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い開催なし。

その他、「医療・介護関係者のための認知症対応ガイドブック」（平成 31 年 3 月改訂）を配布している。

キ 認知症予防講演会

現在の認知機能を把握し、認知症予防の取組みに繋げる講演会を実施している。

【実施状況】テーマ：脳いきいき講座  
参加者数：74 人（4 コース実施）

#### ク なかのオレンジカフェ支援事業

地域住民、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の様々な主体が運営するオレンジカフェ（認知症カフェ）の登録制度を設け、登録カフェに対し運営、広報等の支援を行っている。

なかのオレンジカフェ登録数（令和 2 年度末現在）：19 か所

#### ⑥ 生活支援サービス体制整備

介護予防・日常生活支援総合事業における、生活支援サービスの担い手を養成する講座及び住民主体サービスを提供できる団体等の立上げを目指した地域支援実践講座を実施している。

- ・介護予防・生活支援サービス担い手養成講座

【実施状況】24 回、延べ参加人数 346 人

- ・地域支援実践講座

【実施状況】5 回、延べ参加人数 80 人

### （４）任意事業

#### ① 高齢者成年後見制度利用支援

認知症高齢者等判断能力が不十分な方の権利や財産を守ることを目的とし、成年後見制度を利用するにあたり申立人がいない場合に、区長が家庭裁判所に対し、後見開始等の審判請求を行う。

【実施状況】

|      | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 申立件数 | 35 件     | 35 件     | 34 件     | 13 件  | 34 件    |

なお、本人が低所得者のために、後見人等報酬費用を支払うことができない場合には、中野区成年後見人等費用助成要綱に基づき当該報酬費用の一部を助成する制度がある。

#### ② 介護給付費通知の実施

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者に送付し、内容の確認を行うことにより給付適正化を図っている。

通知対象者は介護保険サービス利用者であり、通知内容は、サービスの利用年月、サービス提供事業者名及び種類、日数、費用額、利用者負担額である。

【実績】

| 対象年度     | 発送時期 | 通知対象       | 発送件数     |
|----------|------|------------|----------|
| 平成 28 年度 | 1 月  | 7～9 月利用分   | 8,587 件  |
| 平成 29 年度 | 11 月 | 4～6 月利用分   | 6,682 件  |
| 平成 30 年度 | 12 月 | 8～10 月利用分  | 6,090 件  |
| 令和元年度    | 3 月  | 10、11 月利用分 | 11,462 件 |
| 令和 2 年度  | 3 月  | 10、11 月利用分 | 11,431 件 |

③ 住宅改修理由書作成助成

住宅改修について専門性を有するケアマネジャー等が、居宅介護サービスを利用していない要介護等認定者の住宅改修に際し、住宅改修が必要な理由書を作成した場合の費用の一部を助成する。

【実績】

|      | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 助成件数 | 32 件     | 33 件     | 24 件     | 15 件  | 21 件    |

④ ケアプラン質の向上検討会の実施

ケアプランの質の向上を目指すとともに健全な介護給付の実現と適正化を図るため、平成 28 年度から「ケアプラン質の向上検討会」を開催している。

【開催内容】

すこやか福祉センター管内を 1 圏域として、4 圏域で計 7 回開催し、検討会 1 回につき 1 事例について検討を行う。また、検討支援者として、管内の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー各 2 名に出席を依頼している。

⑤ 家族介護教室

認知症高齢者等、介護の必要な方を抱える家族を対象に、介護方法を学び家族間の交流を図ることを目的として実施している。

【実施状況】

|        | 平成 28 年度       | 平成 29 年度       | 平成 30 年度       | 令和元年度          | 令和 2 年度        |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 実施回数   | 16 回<br>(4 会場) | 16 回<br>(4 会場) | 17 回<br>(4 会場) | 16 回<br>(4 会場) | 17 回<br>(4 会場) |
| 延べ参加人数 | 187 人          | 225 人          | 196 人          | 152 人          | 204 人          |

⑥ 徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、GPS を利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために実施している。

【実施状況】

|         | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 実人員     | 22 人     | 26 人     | 37 人     | 37 人  | 33 人    |
| 延べ利用者人数 | 177 人    | 238 人    | 301 人    | 294 人 | 314 人   |

⑦ 紙おむつサービス

65 歳以上の高齢者（平成 18 年度からは要介護 1 以上の方）に対して、紙おむつを月に 1 回支給している。

【事業実績】

|         | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度  |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 月平均利用者数 | 1,615 人  | 1,622 人  | 1,656 人  | 1,665 人  | 1,683 人  |
| 延べ利用者数  | 19,381 人 | 19,467 人 | 19,874 人 | 19,980 人 | 20,198 人 |

#### ⑧ 介護サービス事業者育成支援

介護サービス事業者の質の向上、適正なサービス提供の支援を目的とし、介護サービス事業者への研修を実施している。

##### 【介護サービス事業者等研修会実施状況】

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 実施回数   | 15 回     | 15 回     | 15 回     | 15 回    | 15 回    |
| 参加事業所数 | 863 事業所  | 834 事業所  | 869 事業所  | 716 事業所 | 554 事業所 |
| 参加人員   | 1,382 人  | 1,234 人  | 1,310 人  | 857 人   | 819 人   |

※研修の詳細は 56・57 ページの「③研修の実施」を参照。

## 6 介護保険料

### (1) 第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の保険料の取扱い

介護保険の被保険者は、中野区に住所を有する 65 歳以上の第 1 号被保険者と、40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している第 2 号被保険者に区分され、保険料の徴収方法において取扱いが異なる。第 1 号被保険者の保険料は保険者である中野区が賦課・徴収し、第 2 号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収している。

### (2) 第 1 号被保険者の保険料

区が徴収する第 1 号被保険者の保険料は、3 年を 1 期とする介護保険事業計画期間（以下、この項において「計画期間」という。）ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して基準額を設定し、負担能力に応じた負担を求める視点から住民税課税状況や所得に応じた保険料率を設定することにより決まる。原則として、同一の計画期間内には同一の保険料率が用いられる。

平成 15 年度からの介護保険料改定の経緯は、おおむね次のとおりである。

#### ア 平成 15 年度から平成 17 年度（第 2 期計画期間）

年間収入に占める保険料の負担割合が第 4・第 5 段階に比べ第 1・第 2 段階の方が大きい状況を緩和するため、段階を 6 段階に増やし、各段階の料率の変更を行った（保険料の基準額（年額）は 40,800 円）。

イ 平成 18 年度から平成 20 年度（第 3 期計画期間）

制度改正により第 2 段階の細分化と第 8 段階の新設を行うことでより応能的な負担を求めることとし、同時に平成 17 年税制改正に伴う激変緩和措置を平成 20 年度までの 3 年間に限りとることとした（保険料の基準額（年額）は 48,600 円）。

ウ 平成 21 年度から平成 23 年度（第 4 期計画期間）

保険料段階区分を 12 段階に増やし、応能負担を更に強く求める保険料設定を行った。また、介護報酬増額改定に伴う保険料増額への影響を軽減するために「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を活用し、併せて経済状況等の保険料増額への影響を軽減するために「介護給付費準備基金」を活用した（保険料の基準額（年額）は 48,900 円）。

エ 平成 24 年度から平成 26 年度（第 5 期計画期間）

第 4 期の最高段階（第 12 段階）を細分化することにより、所得の高い層からの負担をきめ細かく設定する一方、制度改正による第 3 段階の細分化と特例第 4 段階の維持により低所得者層にも配慮した。また、保険料増額への影響をなるべく抑えるため、「財政安定化基金交付金」及び「介護給付費準備基金」を活用した（保険料の基準額（年額）は 63,190 円）。

オ 平成 27 年度から平成 29 年度（第 6 期計画期間）

制度改正に伴い、第 1 段階と第 2 段階を統合するとともに新第 2 段階までの料率を引き下げる一方、第 5 段階以上の料率を引上げるることにより、保険料の基準額の上昇を抑える工夫を行った。

併せて「介護給付費準備基金」の算入により保険料増額への影響を軽減した（保険料の基準額（年額）は 67,973 円）。

カ 平成 30 年度から令和 2 年度（第 7 期計画期間）

第 6 期の最高段階（第 15 段階）を細分化することにより、所得の高い層からの負担をきめ細かく設定し、保険料の基準額の上昇を抑える工夫を行った。

併せて「介護給付費準備基金」の算入により保険料増額への影響を軽減した（保険料の基準額（年額）は 68,709 円）。

第 6 期計画期間から、第 7 期計画期間への介護保険料改定その内容は表 55、第 7 期計画期間における所得段階別保険料は表 56 のとおりである。

なお、令和元年 10 月 1 日からの消費税増税の影響により、令和元年度の介護保険料について第 1 ～ 3 段階に対して軽減を図り、令和 2 年度においてその影響が通年に及ぶため、さらに軽減措置を図った。

表 55 保険料改定の比較

【第 6 期】

| 保険料段階   |               | 料率   | 年額      | 月額     |
|---------|---------------|------|---------|--------|
| 第 1 段階  | 生保受給          | 0.45 | 30,500  | 2,541  |
|         | 80 万以下        |      |         |        |
| 第 2 段階  | 120 万以下       | 0.60 | 40,700  | 3,391  |
| 第 3 段階  | 120 万を<br>超える | 0.70 | 47,500  | 3,958  |
| 第 4 段階  | 80 万以下        | 0.85 | 57,700  | 4,808  |
| 第 5 段階  | 80 万を<br>超える  | 1.00 | 67,900  | 5,658  |
| 第 6 段階  | 125 万未満       | 1.10 | 74,700  | 6,225  |
| 第 7 段階  | 150 万未満       | 1.20 | 81,500  | 6,791  |
| 第 8 段階  | 200 万未満       | 1.35 | 91,700  | 7,641  |
| 第 9 段階  | 350 万未満       | 1.50 | 101,900 | 8,491  |
| 第 10 段階 | 500 万未満       | 1.70 | 115,500 | 9,625  |
| 第 11 段階 | 700 万未満       | 2.00 | 135,900 | 11,325 |
| 第 12 段階 | 1000 万未満      | 2.30 | 156,300 | 13,025 |
| 第 13 段階 | 1500 万未満      | 2.60 | 176,700 | 14,725 |
| 第 14 段階 | 2000 万未満      | 3.00 | 203,900 | 16,991 |
| 第 15 段階 | 2000 万以上      | 3.50 | 237,900 | 19,825 |

【第 7 期】

| 保険料段階   |               | 料率   | 年額      | 月額     |
|---------|---------------|------|---------|--------|
| 第 1 段階  | 生保受給          | 0.30 | 20,600  | 1,717  |
|         | 80 万以下        |      |         |        |
| 第 2 段階  | 120 万以下       | 0.35 | 24,000  | 2,000  |
| 第 3 段階  | 120 万を<br>超える | 0.65 | 44,600  | 3,717  |
| 第 4 段階  | 80 万以下        | 0.85 | 58,400  | 4,867  |
| 第 5 段階  | 80 万を<br>超える  | 1.00 | 68,700  | 5,725  |
| 第 6 段階  | 125 万未満       | 1.10 | 75,500  | 6,292  |
| 第 7 段階  | 150 万未満       | 1.20 | 82,400  | 6,867  |
| 第 8 段階  | 200 万未満       | 1.35 | 92,700  | 7,725  |
| 第 9 段階  | 350 万未満       | 1.50 | 103,000 | 8,583  |
| 第 10 段階 | 500 万未満       | 1.70 | 116,800 | 9,733  |
| 第 11 段階 | 700 万未満       | 2.00 | 137,400 | 11,450 |
| 第 12 段階 | 1000 万未満      | 2.30 | 158,000 | 13,167 |
| 第 13 段階 | 1500 万未満      | 2.60 | 178,600 | 14,883 |
| 第 14 段階 | 2000 万未満      | 3.00 | 206,100 | 17,175 |
| 第 15 段階 | 2500 万未満      | 3.50 | 240,400 | 20,033 |
| 第 16 段階 | 3000 万未満      | 3.60 | 247,300 | 20,608 |
| 第 17 段階 | 3000 万以上      | 3.80 | 261,000 | 21,750 |

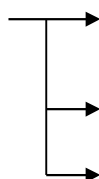


表 56 第 7 期計画期間における所得段階別保険料（年額）

| 所得段階    | 区 分                                                                                                           | 料率   | 保険料年額   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|
| 第 1 段階  | 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税。<br>世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。 | 0.30 | 20,600  |
| 第 2 段階  | 世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下。                                                    | 0.35 | 24,000  |
| 第 3 段階  | 世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超えている。                                                         | 0.65 | 44,600  |
| 第 4 段階  | 本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。                                                     | 0.85 | 58,400  |
| 第 5 段階  | 本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えている。                                                 | 1.00 | 68,700  |
| 第 6 段階  | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満。                                                                                 | 1.10 | 75,500  |
| 第 7 段階  | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 150 万円未満。                                                                        | 1.20 | 82,400  |
| 第 8 段階  | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満。                                                                        | 1.35 | 92,700  |
| 第 9 段階  | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満。                                                                        | 1.50 | 103,000 |
| 第 10 段階 | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満。                                                                        | 1.70 | 116,800 |
| 第 11 段階 | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満。                                                                        | 2.00 | 137,400 |
| 第 12 段階 | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満。                                                                      | 2.30 | 158,000 |
| 第 13 段階 | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満。                                                                    | 2.60 | 178,600 |
| 第 14 段階 | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満。                                                                    | 3.00 | 206,100 |
| 第 15 段階 | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2,000 万円以上 2,500 万円未満。                                                                    | 3.50 | 240,400 |
| 第 16 段階 | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2,500 万円以上 3,000 万円未満。                                                                    | 3.60 | 247,300 |
| 第 17 段階 | 本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 3,000 万円以上                                                                                | 3.80 | 261,000 |

### (3) 第1号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第1号被保険者の所得段階別被保険者数は表57のとおりである。

表57 所得段階別第1号被保険者数 (単位：人、%)

|       | 第7期介護保険事業計画期間 |       |        |       |        |       |
|-------|---------------|-------|--------|-------|--------|-------|
|       | 平成30年度末       |       | 令和元年度末 |       | 令和2年度末 |       |
|       | 人数            | 構成比   | 人数     | 構成比   | 人数     | 構成比   |
| 第1段階  | 14,434        | 21.0% | 14,319 | 20.8% | 13,932 | 20.3% |
| 第2段階  | 4,389         | 6.4%  | 4,485  | 6.5%  | 4,569  | 6.7%  |
| 第3段階  | 4,084         | 5.9%  | 4,122  | 6.0%  | 4,235  | 6.2%  |
| 第4段階  | 8,173         | 11.9% | 7,759  | 11.3% | 7,548  | 11.0% |
| 第5段階  | 5,574         | 8.1%  | 5,610  | 8.2%  | 5,618  | 8.2%  |
| 第6段階  | 8,391         | 12.2% | 8,438  | 12.3% | 8,532  | 12.4% |
| 第7段階  | 2,942         | 4.3%  | 3,016  | 4.4%  | 3,032  | 4.4%  |
| 第8段階  | 5,109         | 7.4%  | 5,197  | 7.6%  | 5,183  | 7.6%  |
| 第9段階  | 7,576         | 11.0% | 7,703  | 11.2% | 7,473  | 10.9% |
| 第10段階 | 3,073         | 4.5%  | 3,060  | 4.5%  | 3,120  | 4.6%  |
| 第11段階 | 1,725         | 2.5%  | 1,755  | 2.6%  | 1,679  | 2.4%  |
| 第12段階 | 1,132         | 1.6%  | 1,114  | 1.6%  | 1,069  | 1.6%  |
| 第13段階 | 825           | 1.2%  | 828    | 1.2%  | 821    | 1.2%  |
| 第14段階 | 431           | 0.6%  | 430    | 0.6%  | 401    | 0.6%  |
| 第15段階 | 236           | 0.3%  | 231    | 0.3%  | 231    | 0.3%  |
| 第16段階 | 133           | 0.2%  | 171    | 0.2%  | 157    | 0.2%  |
| 第17段階 | 521           | 0.8%  | 519    | 0.8%  | 478    | 0.7%  |
| 合計    | 68,748        | 100%  | 68,757 | 100%  | 68,548 | 100%  |

### (4) 第1号被保険者の保険料の減免(介護保険条例第24条第1項該当の一般減免)

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたなど減免要件に該当し、やむをえない理由があると認めるときに適用される。令和2年度の承認件数は22件である。

### (5) 第1号被保険者の保険料の減額(中野区の独自減額)

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な方に対して、平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、平成18年度からは第1段階から第3段階に属している方を対象に実施している。

減額の要件(収入のほか、資産などが一定の条件)に該当した場合に適用される。

令和2年度の減額承認件数は、表58のとおりである。

表58 令和2年度の保険料減額承認決定状況 (単位：件、円)

| 区分  | 基本額    | 減額後の保険料                              | 件数 | 減額調定額   |
|-----|--------|--------------------------------------|----|---------|
| 1段階 | 20,600 | 10,300<br>第1段階の保険料額×1/2              | 17 | 175,100 |
|     | 15,400 | 7,700<br>第1段階の保険料額×1/2<br>(途中、年齢到達者) | 1  | 7,700   |
|     | 6,900  | 3,500<br>第1段階の保険料額×1/2<br>(途中、生保受給者) | 1  | 3,500   |
|     | 12,000 | 6,000<br>第1段階の保険料額×1/2<br>(途中、転出者)   | 1  | 6,000   |
| 2段階 | 24,000 | 12,000<br>第1段階の保険料額×1/2              | 2  | 24,000  |
| 3段階 | 44,600 | 24,000<br>第1段階の保険料額×1/2              | 0  | 0       |
| 合 計 |        |                                      | 22 | 216,300 |

## (6) 第1号被保険者の徴収方法別収納状況

第1号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金、遺族年金・障害年金から予め保険料を天引きする方法（特別徴収）により徴収するが、年金の年額が18万円未満の場合や年度途中で65歳に到達した場合等は、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収する。なお、平成18年7月より介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始した。さらに収入率の向上を図るため、令和3年3月1日からキャッシュレス決済の導入として、「LINE Pay」や「Pay Pay」での請求書払いを開始した。

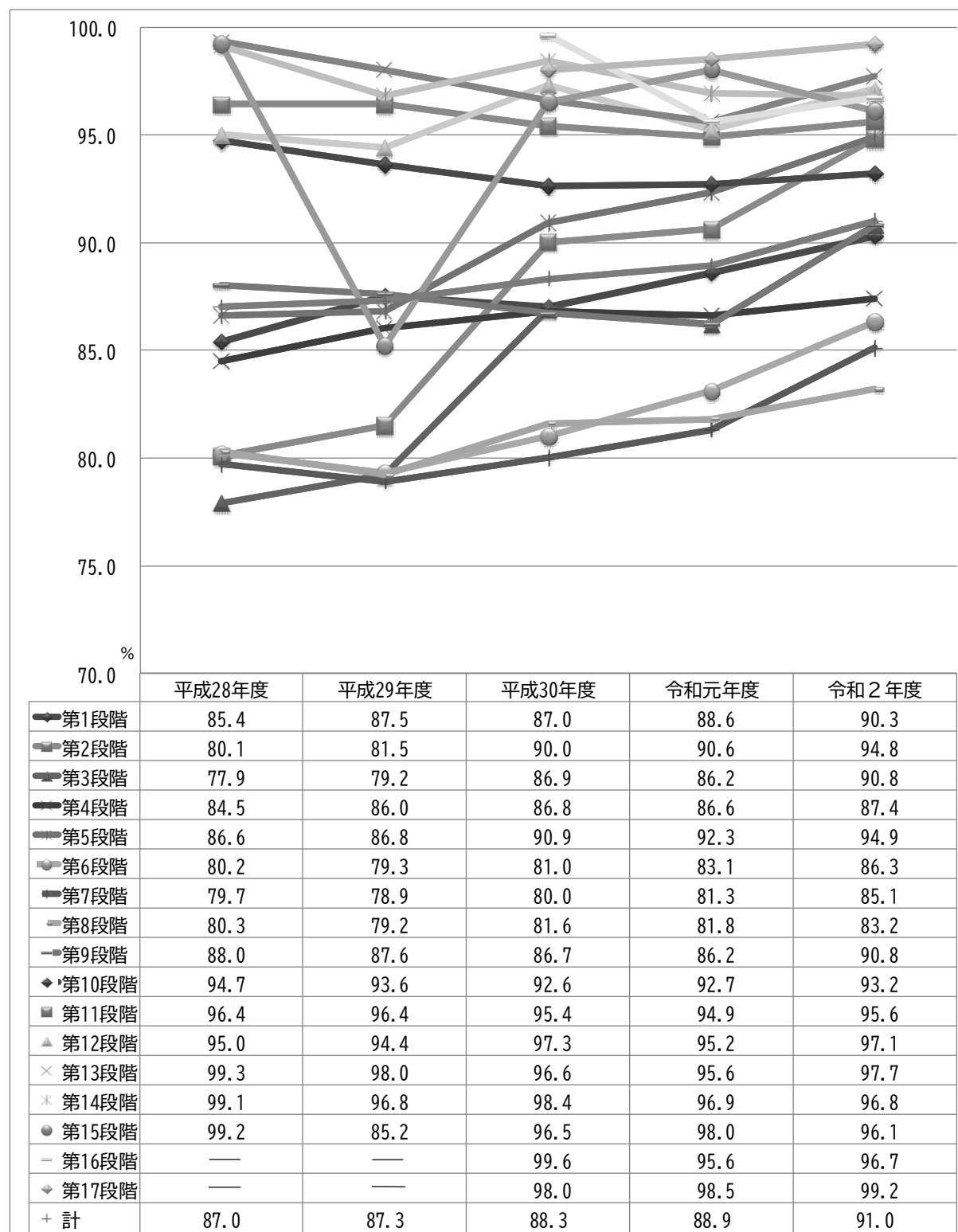
所得段階別の特別徴収対象者及び普通徴収対象者の人数は表59のとおりである。

表59 所得段階別特別徴収対象者数・普通徴収対象者数 (単位：人、%)

| 区分    | 第7期介護保険事業計画期間 |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 平成30年度末       |        |        | 令和元年度末 |        |        | 令和2年度末 |        |        |
|       | 特別徴収          | 普通徴収   | 計      | 特別徴収   | 普通徴収   | 計      | 特別徴収   | 普通徴収   | 計      |
| 第1段階  | 10,108        | 4,326  | 14,434 | 9,884  | 4,435  | 14,319 | 9,301  | 4,631  | 13,932 |
| 第2段階  | 4,171         | 218    | 4,389  | 4,260  | 225    | 4,485  | 4,079  | 490    | 4,569  |
| 第3段階  | 3,944         | 140    | 4,084  | 3,917  | 205    | 4,122  | 3,874  | 361    | 4,235  |
| 第4段階  | 6,479         | 1,694  | 8,173  | 6,361  | 1,398  | 7,759  | 6,446  | 1,102  | 7,548  |
| 第5段階  | 5,443         | 131    | 5,574  | 5,475  | 135    | 5,610  | 5,441  | 177    | 5,618  |
| 第6段階  | 7,296         | 1,095  | 8,391  | 7,269  | 1,169  | 8,438  | 7,458  | 1,074  | 8,532  |
| 第7段階  | 2,623         | 319    | 2,942  | 2,643  | 373    | 3,016  | 2,687  | 345    | 3,032  |
| 第8段階  | 4,491         | 618    | 5,109  | 4,525  | 672    | 5,197  | 4,549  | 634    | 5,183  |
| 第9段階  | 6,538         | 1,038  | 7,576  | 6,525  | 1,178  | 7,703  | 6,459  | 1,014  | 7,473  |
| 第10段階 | 2,680         | 393    | 3,073  | 2,623  | 437    | 3,060  | 2,645  | 475    | 3,120  |
| 第11段階 | 1,474         | 251    | 1,725  | 1,442  | 313    | 1,755  | 1,390  | 289    | 1,679  |
| 第12段階 | 942           | 190    | 1,132  | 907    | 207    | 1,114  | 870    | 199    | 1,069  |
| 第13段階 | 639           | 186    | 825    | 626    | 202    | 828    | 637    | 184    | 821    |
| 第14段階 | 333           | 98     | 431    | 322    | 108    | 430    | 312    | 89     | 401    |
| 第15段階 | 186           | 50     | 236    | 162    | 69     | 231    | 166    | 65     | 231    |
| 第16段階 | 105           | 28     | 236    | 126    | 45     | 171    | 109    | 48     | 157    |
| 第17段階 | 418           | 103    | 521    | 384    | 135    | 519    | 365    | 113    | 478    |
| 合計(人) | 57,870        | 10,878 | 68,748 | 57,451 | 11,306 | 68,757 | 56,788 | 11,760 | 68,548 |
| 比率(%) | 84.2          | 15.8   | 100.0  | 83.6   | 16.4   | 100.0  | 82.8   | 17.2   | 100.0  |

普通徴収の所得段階別収入率はグラフ 60 のとおり推移している。

グラフ 60 普通徴収の所得段階別収入率の推移



第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表61のとおりである。

表61 第1号被保険者保険料収納状況

〔調定額の推移〕

(単位：千円)

|              | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 特別徴収調定額      | 4,164,003 | 4,202,407 | 4,314,699 | 4,193,581 | 4,006,881 |
| 普通徴収調定額      | 738,999   | 729,703   | 710,340   | 723,717   | 784,395   |
| 滞納繰越分普通徴収調定額 | 172,535   | 173,920   | 171,952   | 150,845   | 158,615   |
| 合 計          | 5,075,537 | 5,106,030 | 5,196,991 | 5,068,143 | 4,949,891 |

〔収入額の推移（還付未済額を含む）〕

(単位：千円)

|              | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 特別徴収収入額      | 4,175,136 | 4,214,069 | 4,328,029 | 4,207,013 | 4,020,151 |
| 普通徴収収入額      | 646,754   | 636,986   | 627,276   | 643,505   | 713,501   |
| 滞納繰越分普通徴収収入額 | 26,280    | 25,182    | 29,726    | 26,890    | 30,562    |
| 合 計          | 4,848,170 | 4,876,237 | 4,985,031 | 4,877,408 | 4,764,214 |

〔収入率の推移〕

| 区 分          | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 現年度分特別徴収保険料  | 100.3% | 100.3% | 100.3% | 100.3% | 100.3% |
| 現年分普通徴収保険料   | 87.5%  | 87.3%  | 88.3%  | 88.9%  | 91.0%  |
| 滞納繰越分普通徴収保険料 | 15.2%  | 14.5%  | 17.3%  | 17.8%  | 19.3%  |
| 合 計          | 95.5%  | 95.5%  | 95.9%  | 96.2%  | 96.2%  |

## 7 介護サービス事業所

### (1) 介護サービス事業所数（令和3年3月現在）

| 区 分       |                       | 事業所・施設数 |
|-----------|-----------------------|---------|
| 居宅サービス    |                       | 合 計 306 |
| ○         | 介護予防支援                | 8       |
| ○         | 居宅介護支援                | 76      |
|           | 訪問介護                  | 80      |
|           | （予防）訪問入浴介護            | 3       |
|           | （予防）訪問看護              | 30      |
|           | （予防）訪問リハビリテーション       | 11      |
|           | 通所介護                  | 30      |
|           | （予防）通所リハビリテーション       | 6       |
|           | （予防）短期入所生活介護          | 13      |
|           | （予防）短期入所療養介護          | 3       |
|           | （予防）特定施設入居者生活介護       | 16      |
|           | （予防）福祉用具貸与            | 15      |
|           | 特定福祉用具販売              | 15      |
| 地域密着型サービス |                       | 合 計 98  |
| ○         | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護      | 4       |
| ○         | 夜間対応型訪問介護             | 1       |
| ○         | 地域密着型通所介護             | 54      |
| ○         | （予防）認知症対応型通所介護        | 11      |
| ○         | （予防）小規模多機能型居宅介護       | 6       |
| ○         | 看護小規模多機能型居宅介護         | 1       |
| ○         | （予防）認知症対応型共同生活介護      | 21      |
| 施設サービス    |                       | 合 計 15  |
|           | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）   | 12      |
|           | 介護老人保健施設              | 2       |
|           | 介護医療院（介護療養型医療施設からの転換） | 1       |

○…中野区が指定する介護サービス種別

### (2) 介護予防支援

要支援の認定を受けた方及び事業対象者の判定を受けた方が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画を作成する介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業を実施する介護予防支援事業所を区が指定している。中野区内には介護予防支援事業所として8か所の地域包括支援

センターが指定されている。

介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業は、一部業務を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

### （３）居宅介護支援

高齢者が可能な限り居宅において自立した日常生活が営めるよう、居宅介護支援事業所を区が指定している。

居宅介護支援事業所では、利用者の依頼に基づき介護支援専門員がケアプランを作成するとともに、作成したケアプランに基づいた適切なサービスが提供されるよう、利用者や家族、病院、介護サービス事業者との連絡・調整を行っている。

### （４）地域密着型サービス

高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、身近な地域でサービスを提供する事業者を区が指定している。

中野区内には地域密着型サービス事業所として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（予防）認知症対応型通所介護、（予防）小規模多機能型居宅介護、（予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護が指定されている。

日常生活圏域別の開設状況（令和３年３月現在）

| 区 分              | 南部       |    | 中部  |     | 北部  |     | 鷺宮  |     | 合計  |     |
|------------------|----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                  | 箇所数      | 定員 | 箇所数 | 定員  | 箇所数 | 定員  | 箇所数 | 定員  | 箇所数 | 定員  |
| 認知症対応型共同生活介護     | 4        | 72 | 5   | 99  | 7   | 114 | 5   | 63  | 21  | 348 |
| 地域密着型通所介護        | 8        | 96 | 19  | 207 | 18  | 190 | 10  | 101 | 55  | 594 |
| 認知症対応型通所介護       | 2        | 15 | 3   | 58  | 5   | 53  | 2   | 36  | 12  | 162 |
| 小規模多機能型居宅介護      | 1        | 29 | 2   | 58  | 2   | 53  | 1   | 29  | 6   | 169 |
| 看護小規模多機能型居宅介護    | 1        | 29 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 29  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 箇所数4（全域） |    |     |     |     |     |     |     | 4   | —   |

### （５）介護予防・日常生活支援総合事業

要支援の認定を受けた方及び事業対象者の判定を受けた方が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供する事業所を区が指定している。

#### ① 予防訪問サービス

専門的な資格を有する訪問介護員が掃除や食事の準備等を行う「生活援助」及び入浴・排泄介助等を行う「身体介護」を提供するサービス。

#### ② 生活援助サービス

専門的な資格を有する訪問介護員に加え、区が定めた研修の修了者が掃除や食事

の準備等を行う「生活援助」を提供するサービス。

③ 予防通所サービス

生活相談員、看護師及び機能訓練指導員等が利用者の生活機能の維持又は向上のため、日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

④ 活動援助サービス

予防通所サービスの人員基準等が一部緩和されており、利用者の生活機能の維持のため、デイサービス、運動、レクリエーション等を行うサービス。

介護予防・日常生活支援総合事業事業所数（令和3年3月現在）

| 区 分      | 事業所数 |
|----------|------|
| 予防訪問サービス | 62   |
| 生活援助サービス | 29   |
| 予防通所サービス | 70   |
| 活動援助サービス | 2    |
| 合 計      | 163  |

（６）施設整備の進捗状況

① 令和2年度施設整備等介護サービス基盤整備の状況

ア 中野区弥生町六丁目福祉施設計画について

東京都住宅供給公社は、公社住宅建替えに伴う創出用地を福祉インフラ整備に活用し特別養護老人ホーム等の高齢者施設を開設した。

名 称：ハートテラス中野弥生町

所 在 地：中野区弥生町六丁目7番16号

運営事業者：社会福祉法人 サンフェニックス 広島県福山市に法人本部

開 設：令和2年4月開設

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

参 考：令和元年7月開設

・特別養護老人ホーム（定員84人）

・併設型短期入所（定員12人）

・老人保健施設（定員64人）

・通所リハビリテーション（定員30人）

イ 国有地（江古田四丁目）活用による特別養護老人ホーム等整備事業

平成29年3月に中野区が社会福祉法人を公募・選定し国が5月に整備運営事業者として決定し、令和2年4月に特別養護老人ホーム等の高齢者施設を開設した。

名 称：東京令和館 中野

所在地：中野区江古田四丁目 43 番 5 号

運営事業者：社会福祉法人 東京武尊会

開設：令和 2 年 4 月開設

- ・ 特別養護老人ホーム（定員 100 人）
- ・ 短期入所生活介護（定員 12 人）
- ・ 認知症高齢者グループホーム（定員 18 人）
- ・ 都市型軽費老人ホーム（定員 9 人）
- ・ 事業所内保育所（定員 29 人）

## ② 第 7 期事業計画期間内の整備の進捗状況

|                  | 第 7 期事業計画整備目標 |     | 第 7 期事業計画期間内の整備（採択）数<br>（令和 2 年 3 月末現在） |    |
|------------------|---------------|-----|-----------------------------------------|----|
|                  | 施設数           | 定員  | 施設数                                     | 定員 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 4             | 60  | 1                                       | —  |
| 小規模多機能型居宅介護      | 2             | 58  | 0                                       | 0  |
| 認知症対応型共同生活介護     | 4             | 72  | 0                                       | 0  |
| 認知症対応型共同通所介護     | 0             | 0   | 0                                       | 0  |
| 特別養護老人ホーム        | 1             | 100 | 0                                       | 0  |
| ショートステイ          | —             | 10  | 0                                       | 0  |

## （7）江古田の森保健福祉施設 ※PFI 事業

江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業事業権契約に基づき中野区と社会福祉法人南東北福祉事業団は、江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業協議会を設置し、運営事業について協議している。委員は社会福祉法人南東北福祉事業団 3 人、中野区 3 人の計 6 人で構成され、令和 2 年度は運営協議会を 1 回開催した。

## 8 介護保険の円滑な利用のための各種施策

### （1）事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供するため、介護保険事業者に対し、介護従事者の定着支援や、職種・職層に応じた研修等を実施している。

#### ① 介護従事者定着支援事業の実施

##### ア 介護福祉士受験費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成している。

【実施状況】 助成人数：35 人

##### イ 初任者研修受講費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、初任者研修受講費用を助成している。

【実施状況】 助成人数：23 人

ウ 実務者研修受講費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、実務者研修受講費用を助成している。

【実施状況】 助成人数：24 人

② 介護人材確保のための助成（介護の魅力発信事業）

平成 29 年度より、中野区介護サービス事業所連絡会が運営する介護の魅力発信事業に対し、助成を開始している（上限 250,000 円）。

【実施状況】 介護の魅力を伝えるための動画制作費用について助成を行った。

③ 研修の実施

ア 介護サービス事業所職員研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として、キャリアアップを図るための研修を実施している。

【実施状況】

| 研修名     | 実施回数 | 延べ参加人数 |
|---------|------|--------|
| 管理者研修   | 1 回  | 42 人   |
| 中堅職員研修  | 1 回  | 58 人   |
| 新任研修    | 1 回  | 19 人   |
| 介護従事者研修 | 4 回  | 114 人  |

イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修

サービス提供責任者の役割と実務、医師会との共催による医学知識などの内容で研修を実施している。

【実施状況】

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 実施回数   | 2 回      | 2 回      | 2 回      | 2 回   | 2 回     |
| 延べ参加人数 | 85 人     | 152 人    | 197 人    | 123 人 | 159 人   |

※平成 25 年度より 1 回は、「エ ケアマネジャー研修」と同時開催。

ウ 介護従事者育成研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護職員を対象に、燃え尽きないための心のケア研修を実施している。

【実施状況】

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 事業者数   | 66 所     | 40 所     | 55 所     | 34 所  | 22 所    |
| 延べ参加人数 | 79 人     | 56 人     | 71 人     | 38 人  | 30 人    |

エ ケアマネジャー研修

居宅介護支援事業者のケアマネジャーに対して、介護を必要とする利用者への適正かつ効果的なケアを行うための運営基準や費用額の算定、認知症高齢者のケ

アプラン作成、医師会との共催による医学知識など、ケアマネジメント能力の向上を目指した研修を実施している。

【実施状況】

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 実施回数   | 4 回      | 4 回      | 4 回      | 4 回   | 5 回     |
| 延べ参加人数 | 471 人    | 441 人    | 573 人    | 457 人 | 482 人   |

※平成 25 年度より 1 回は、「イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修」と同時開催。

オ 虐待に関する研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護従事者に対して、高齢者虐待について早期発見や対応についての研修を実施している。

【実施状況】

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 事業所    | 86 所     | 88 所     | 93 所     | 48 所  | 45 所    |
| 延べ参加人数 | 108 人    | 110 人    | 135 人    | 54 人  | 45 人    |

④ 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

ア 個別ケースにおけるケアマネジャー支援

地域包括支援センターでは、高齢者ひとりひとりの状態の変化に対応した長期的なケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的な相談・指導にあたり、対応能力の向上に努めている。

【支援実績】

|           | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度  |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ケアマネジャー支援 | 2,137 件  | 2,224 件  | 4,253 件  | 4,391 件  | 4,541 件  |
| 他機関関連相談   | 7,824 件  | 7,885 件  | 10,257 件 | 11,182 件 | 11,239 件 |

イ ケアマネジャー支援関連事業

ケアマネジメント能力の向上や、生活圏域ごとのケアマネジャーの交流のための研修等を、単独又は他の地域包括支援センターと共同して実施している。

【実施状況】

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 実施回数   | 121 回    | 115 回    | 154 回    | 128 回   | 75 回    |
| 延べ参加人数 | 2,689 人  | 2,669 人  | 3,080 人  | 2,809 人 | 879 人   |

⑤ 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。また、サービス種別毎の部会活動も活発である（介護支援専門員部会、訪問介護部会、通所介護部会、グループホーム部会、福祉用具・住宅改修部会、訪問看護部会、小規模多機能型居宅介護部

会、介護老人福祉施設部会)。

区では、介護サービス事業所研修を共催で実施するとともに、部会との連携を深め、定期的な情報提供や意見交換等を行っている。

また、平成 29 年度より中野区介護サービス事業所連絡会が運営する介護の魅力発信事業に対し、費用助成を開始している（上限 250,000 円）。

## （２）介護保険サービス事業者への指導

介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の向上を図ることを目的として、主に区の指定する介護サービス事業所を対象に、事業所を実地に訪問して事業所の運営状況やサービスの提供状況を確認のうえ改善の指導を行う実地指導、事業種別ごとに事業所を集めて講義形式で事業所の運営等に関する指導を行う集団指導を行っている。

表 62 介護サービス別指導事業所数（令和 2 年度）（単位：所）

|                | 訪問介護 | 通所介護 | 居宅介護<br>支援 | 介護予防<br>支援 | 定期巡回・<br>随時対応型<br>訪問介護<br>看護 | 夜間<br>対応型<br>訪問介護 | 地域密着<br>型通所介<br>護 | 認知症<br>対応型<br>通所介護 | 〈看護〉<br>小規模<br>多機能型<br>居宅介護 | 認知症<br>対応型<br>共同生活<br>介護 | 介護老人<br>福祉施設 | 介護老人<br>保険施設 | 合計  |
|----------------|------|------|------------|------------|------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------|--------------|-----|
| 実地指導<br>実施事業所数 | 0    | 1    | 18         | 0          | 0                            | 0                 | 0                 | 0                  | 0                           | 0                        | 0            | 0            | 19  |
| 集団指導<br>参加事業所数 | 0    | 0    | 75         | 8          | 0                            | 0                 | 0                 | 0                  | 7                           | 15                       | 0            | 0            | 105 |

※令和 2 年度集団指導は「居宅介護支援等事業所」を対象に実施

## （３）事故報告

介護サービスの提供に伴い発生した事故について、サービス提供事業者からの報告を受けている。区は事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行い、事故の再発防止を図っている。また、頻回する事象については、集団指導の場等を活用して他の事業者へ情報を提供して同様の事故の再発防止を図っている。

表 63 介護サービス別事故報告件数（単位：件）

| サービス種別  | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 施設サービス  | 108    | 85     | 112    | 98    | 119   |
| 居宅サービス等 | 329    | 302    | 386    | 345   | 435   |
| 合計      | 437    | 387    | 498    | 443   | 554   |

## （４）苦情調整

介護保険に関する苦情を受け付け、申立者に説明と助言を行うとともに、当事者間の調整、関係機関への引継ぎ等を行い、問題の解決を図っている。

苦情申立人別の件数、苦情の内容とその対応状況については表 64 から表 66 のとおり。

表 64 苦情申立人別の内訳

(単位：件)

| 年 度     | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 本人      | 24     | 43     | 65     | 80    | 75    |
| 家族      | 8      | 44     | 26     | 46    | 50    |
| ケアマネジャー | 0      | 3      | 2      | 1     | 1     |
| 事業者・施設  | 0      | 12     | 1      | 11    | 15    |
| その他     | 1      | 2      | 5      | 5     | 12    |
| 合 計     | 33     | 104    | 99     | 143   | 153   |

苦情の内容とその対応状況の推移は、表 65 及び表 66 のとおりである。

表 65 苦情内容別内訳

(単位：件)

| 区 分               | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| ①要介護認定            | 0      | 20     | 9      | 6     | 15    |
| ②保険料              | 24     | 33     | 49     | 38    | 14    |
| ③ケアプラン            | 0      | 0      | 0      | 0     | 8     |
| ④サービス提供・保険給付      | 8      | 38     | 33     | 73    | 53    |
| ( ●サービスの種類 (予防含む) | (8)    | (38)   | (33)   | (73)  | (53)  |
| (④再掲) 居宅介護支援      | 0      | 7      | 11     | 13    | 15    |
| 訪問介護              | 5      | 8      | 1      | 9     | 8     |
| その他               | 3      | 23     | 21     | 51    | 30    |
| ( ●苦情内容           | (8)    | (38)   | (33)   | (73)  | (53)  |
| (④再掲) サービスの質      | 7      | 11     | 1      | 22    | 20    |
| 従事者の態度            | 0      | 6      | 11     | 17    | 12    |
| 利用者負担             | 0      | 0      | 2      | 2     | 2     |
| その他               | 1      | 21     | 19     | 32    | 19    |
| ⑤その他              | 1      | 13     | 8      | 26    | 63    |
| 合 計               | 33     | 104    | 99     | 143   | 153   |

表 66 苦情への対応

(単位：件)

| 区 分        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| ①申立者に説明・助言 | 27     | 68     | 81     | 111   | 78    |
| ②当事者間を調整等  | 6      | 33     | 14     | 29    | 48    |
| ③他機関を紹介等   | 0      | 0      | 1      | 0     | 6     |
| ④その他       | 0      | 3      | 3      | 3     | 21    |
| 合 計        | 33     | 104    | 99     | 143   | 153   |

### (5) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

令和2年度に区が行った要介護等認定などの行政処分に対する「東京都介護保険審査会」への審査請求件数は0件であった。

## （６）介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、１事業計画期間（３年間）を通じての介護保険財政の安定的な運営を支えるため、平成１２年４月の介護保険制度開始時に設置された。

第１号被保険者の介護保険料は、３年間の介護給付費用等の推計を基に算出され、納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合（平成３０～令和２年度は約２３％）に充当される。

この介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回った場合には介護給付費準備基金に積み立てられ、下回った場合には不足分について介護給付費準備基金を取り崩す。

このような運用により、介護保険の収支を均衡させ、同時に後年度の費用不安に備える機能をもっている。

第２期介護保険事業計画期間（平成１５～１７年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、３年間で合計３２７,２３８,７０４円を取り崩した。

第３期介護保険事業計画期間（平成１８～２０年度）においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、第３期の３年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第４期介護保険事業計画期間（平成２１～２３年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、３年間で合計５０７,０７７,７３７円を取り崩した。

第５期介護保険事業計画期間（平成２４～２６年度）においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、東京都財政安定化基金を活用したことや、第５期の３年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第６期介護保険事業計画期間（平成２７～２９年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、３年間で８億円の取り崩しを予定していたが、介護報酬が減額改定だったことや、利用者の負担割合が一部２割になったことなどにより、取り崩しはなく、余剰金１,０８４,３３９,０００円（運用による利息含む）を積み立てた。

第７期介護保険事業計画期間（平成３０～令和２年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護給付費準備基金の取り崩しを予定し、第１号保険料の不足分３６７,７８４,４３６円を取り崩し、全体の余剰金６２２,５７３,０００円（運用による利息含む）を積み立てた。

これまでの介護給付費準備基金の運用状況は表 67 のとおりである。

表 67 介護給付費準備基金の運用状況

(単位：円)

|       |              | 積立て（＋）      | 取崩し（－）      | 残高            |
|-------|--------------|-------------|-------------|---------------|
| 第 1 期 | 平成12年度       | 679,183,637 |             | 679,183,637   |
|       | 平成13年度       | 318,049,663 |             | 997,233,300   |
|       | 平成14年度       |             | 570,229     | 996,663,071   |
|       | 第1期中運用果実（利息） | 172,163     |             | 996,835,234   |
| 第 2 期 | 平成15年度       | 19,827,513  |             | 1,016,662,747 |
|       | 平成16年度       |             | 193,735,317 | 822,927,430   |
|       | 平成17年度       |             | 153,330,900 | 669,596,530   |
|       | 第2期中運用果実（利息） | 2,842,727   |             | 672,439,257   |
| 第 3 期 | 平成18年度       | 294,526,696 |             | 966,965,953   |
|       | 平成19年度       | 313,503,277 |             | 1,280,469,230 |
|       | 平成20年度       | 305,096,002 |             | 1,585,565,232 |
|       | 第3期中運用果実（利息） | 14,870,393  |             | 1,600,435,625 |
| 第 4 期 | 平成21年度       | 33,890,549  |             | 1,634,326,174 |
|       | 平成22年度       |             | 200,767,286 | 1,433,558,888 |
|       | 平成23年度       |             | 340,201,000 | 1,093,357,888 |
|       | 第4期中運用果実（利息） | 18,410,833  |             | 1,111,768,721 |
| 第 5 期 | 平成24年度       | 337,208,325 |             | 1,448,977,046 |
|       | 平成25年度       | 20,483,325  |             | 1,469,460,371 |
|       | 平成26年度       | 94,634,740  |             | 1,564,095,111 |
|       | 第5期中運用果実（利息） | 11,984,610  |             | 1,576,079,721 |
| 第 6 期 | 平成27年度       | 167,714,555 |             | 1,743,794,276 |
|       | 平成28年度       | 526,056,923 |             | 2,269,851,199 |
|       | 平成29年度       | 386,562,221 |             | 2,656,413,420 |
|       | 第6期中運用果実（利息） | 4,005,301   |             | 2,660,418,721 |
| 第 7 期 | 平成30年度       | 105,530,065 |             | 2,765,948,786 |
|       | 令和元年度        | 177,654,065 | 130,936,680 | 2,812,666,171 |
|       | 令和2年度        | 333,313,903 | 236,847,756 | 2,909,132,318 |
|       | 第7期中運用果実（利息） | 6,074,967   |             | 2,915,207,285 |

※運用果実（利息）は1期（1～3年分）をまとめて記載している。

※第7期の残高及び運用果実（利息）は令和3年5月末日時点のものである。

## 9 介護保険制度の広報活動

### (1) 第1号被保険者に対する個別広報

65歳の年齢到達者に対して、介護保険被保険者証と併せて小冊子「介護保険ミニガイド」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（年金からの天引きにより納付する特別徴収者は年1回、年金からの天引き以外の、納付書等により納付する普通徴収者は年2回）に介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」等を同封している。

### (2) 区報掲載

令和2年4月から令和3年3月までに区報掲載した記事は以下のとおりである。

|        |                                                                                                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年4月 | 徘徊高齢者探索サービス（GPS 端末）事業利用案内<br>住民主体サービス事業補助金の申請を受け付けています<br>緊急通報システム事業利用案内<br>介護職員研修等の受講費用を助成します<br>介護保険料（1期）分の納期限のお知らせ |
| 5月     | なかの元気アップ体操ひろばについて<br>介護保険料（2期）分の納期限のお知らせ<br>介護保険負担限度額認定の申請のお知らせ                                                       |
| 6月     | 令和2年度介護支援専門員（ケアマネジャー）試験受験要綱配布<br>介護予防事業（なかの元気アップセミナー）<br>介護保険料（3期）分の納期限のお知らせ<br>介護保険料のお知らせ                            |
| 7月     | 介護保険負担割合証郵送のお知らせ<br>介護保険料（4期）分の納期限のお知らせ<br>三療サービスの一部再開                                                                |
| 8月     | 東京都シルバーパス一斉更新案内<br>介護予防事業（なかの元気アップセミナー）<br>なかの元気アップ体操ひろばについて<br>介護保険料（5期）分の納期限のお知らせ                                   |
| 9月     | 敬老事業のお知らせ<br>担い手養成講座（後期）<br>シニア元気アップ講座<br>介護保険料（6期）分の納期限のお知らせ                                                         |
| 10月    | 介護保険料（7期）分の納期限のお知らせ<br>11月11日は「介護の日」                                                                                  |
| 11月    | 令和元年度介護保険の運営状況の公表<br>介護保険料（8期）分の納期限のお知らせ                                                                              |

|        |                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12月    | 介護保険料（9期）分の納期限のお知らせ<br>会計年度任用職員募集案内（介護認定調査員・介護給付等適正化推進員・介護予防による地域づくり推進員）                                |
| 令和3年1月 | 介護保険料（10期）分の納期限のお知らせ                                                                                    |
| 2月     | 住民主体サービス事業補助金説明会<br>介護保険にかかる確定申告時の確認<br>介護予防講演会<br>高齢者農園利用者案内<br>介護保険料（11期）分の納期限のお知らせ<br>シニア情報セキュリティ講習会 |
| 3月     | 介護給付費通知郵送のお知らせ<br>介護保険料（12期）分の納期限のお知らせ<br>介護保険料のお知らせ                                                    |

※ 上記の他に、地域支援事業の催し案内を毎月掲載している。

### （３）ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サービスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。

### （４）「介護の日」の啓発活動

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、平成20年度より、11月11日が「介護の日」として定められた。「介護の日」には、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、介護を行う家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、国及び自治体が高齢者や障害者等に対する介護にかかる啓発を重点的に実施する。区では、令和2年度の「介護の日」にかかる啓発事業を、中野区介護サービス事業所連絡会との共催により以下のとおり実施した。

#### 【実施期間】

令和2年11月5日から11月6日まで

#### 【実施内容】

中野区介護サービス事業所連絡会のPRコーナーを設置し、介護サービス事業者の活動を紹介するパネルや事業者パンフレットの展示等を行った。

※新型コロナウイルス感染症の拡大により、例年より規模を縮小して行った。

## 10 健康・介護・高齢者部会

### (1) 第9期中野区健康福祉審議会「健康・介護・高齢者部会」の設置

介護保険事業の充実や改善、介護保険事業計画の審議のため、平成12年7月から区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置していたが、平成19年5月、区の福祉計画との一体的検討、運営の効率化、円滑化を図るため、同協議会を廃止し保健福祉審議会に統合して検討することとした。

第9期中野区健康福祉審議会健康・介護・高齢者部会は、令和2年4月16日に発足し、第8期介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を維持するための方策や、第8期中野区介護保険事業計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について審議した。また、健康福祉審議会では令和2年10月16日に答申を、令和3年2月26日に最終答申を区長に提出した。

### (2) 部会員構成

部会は学識経験者、区内関係団体代表、区内事業者代表、公募区民委員で構成され、部会員の任期は3年である。

### 第9期中野区健康福祉審議会健康・介護・高齢者部会委員名簿

(※敬称略 令和3年4月時点)

|                                     |        | 職名等                                |
|-------------------------------------|--------|------------------------------------|
| 学識<br>経験者                           | ◎武藤 芳照 | 東京健康リハビリテーション総合研修所所長、東京大学名誉教授、医学博士 |
|                                     | 石山 麗子  | 国際医療福祉大学大学院 教授                     |
| 保健医療・<br>社会福祉・<br>スポーツ<br>団体<br>関係者 | 渡邊 仁   | 一般社団法人中野区医師会                       |
|                                     | 原沢 周且  | 一般社団法人東京都中野区歯科医師会                  |
|                                     | 高松 登   | 一般社団法人中野区薬剤師会                      |
|                                     | 渡部 金雄  | 中野区民の健康づくりを推進する会                   |
|                                     | 濱本 敏典  | 一般社団法人中野区体育協会                      |
|                                     | 宮原 和道  | 中野区介護サービス事業所連絡会                    |
|                                     | 梅原 悦子  | 中野地域包括支援センター                       |
|                                     | 長賀部 美幸 | 公募委員                               |
| 区民                                  | 杉谷 美枝子 | 公募委員                               |

(◎：部会長)

### (3) 開催状況

令和2年度は次のとおり開催した。

#### 【部会開催状況】

|     | 開催日       | 主な議題                                                                                                                                 |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 書面開催      | ・部会長選出、付託事項確認                                                                                                                        |
| 第2回 | 書面開催      | ・中野区健康福祉総合推進計画について<br>・介護保険制度の状況について<br>・運動実施率の向上について<br>・スポーツ活動の状況について<br>・高齢福祉・介護保険サービス意向調査の実施について<br>・新型コロナウイルス感染症の対応状況及び医療体制について |
| 第3回 | 令和2年6月16日 | ・オリンピック・パラリンピック気運醸成及び大会開催後のスポーツ振興について<br>・子どもから高齢者までの健康づくりについて<br>・食育の推進について                                                         |
| 第4回 | 令和2年7月1日  | ・介護予防・生活支援サービスの取組み<br>・高齢者サービスについて<br>・認知症施策について<br>・介護サービス給付実績について<br>・高齢福祉・介護保険サービス意向調査速報について                                      |
| 第5回 | 令和2年8月6日  | ・特養・グループホーム等施設の整備を進めるための方策について<br>・中野区の介護事業所における人材の質・量の確保を図るための方策について<br>・第8期介護保険事業計画の基本指針について<br>・「中野区健康福祉総合推進計画2018」進捗状況について       |
| 第6回 | 令和2年9月8日  | ・健康・介護・高齢者部会報告書（案）について                                                                                                               |
| 第7回 | 令和2年11月9日 | ・中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について<br>・中野区社会体育事業補助金の交付について                                                                            |
| 第8回 | 書面開催      | ・介護保険料の見込みについて                                                                                                                       |

## 補足資料

### 介護保険特別会計の決算状況

#### 令和２年度介護保険特別会計歳入内訳（収入済額）

（単位：円、％）

| 区 分                        | 平成30年度         | 令和元年度          |       | 令和2年度          |       |
|----------------------------|----------------|----------------|-------|----------------|-------|
|                            | 決算額            | 決算額            | 伸率    | 決算額            | 伸率    |
| 1 介護保険料                    | 4,985,030,900  | 4,877,407,400  | -2.2  | 4,764,213,200  | -2.3  |
| 2 使用料及び手数料                 | 0              | 0              | -     | 0              | -     |
| 3 国庫支出金                    | 5,125,287,690  | 5,227,651,590  | 2.0   | 5,468,783,458  | 4.6   |
| 1 国庫負担金                    | 3,611,591,450  | 3,670,000,000  | 1.6   | 3,851,085,008  | 4.9   |
| 2 国庫補助金                    | 1,513,696,240  | 1,557,651,590  | 2.9   | 1,617,698,450  | 3.9   |
| 1 調整交付金                    | 1,064,471,000  | 1,094,963,000  | 2.9   | 1,146,820,000  | 4.7   |
| 2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金 | 244,781,200    | 260,205,400    | 6.3   | 235,429,600    | -9.5  |
| 3 地域支援事業包括・任意交付金           | 148,188,040    | 149,493,190    | 0.9   | 148,074,850    | -0.9  |
| 4 保険者機能強化推進交付金             | 45,668,000     | 42,195,000     | -7.6  | 35,175,000     | -16.6 |
| 5 介護保険保険者努力支援交付金           | -              | -              | -     | 31,748,000     | -     |
| 6 介護保険事業費補助金               | 9,360,000      | 9,889,000      | 5.7   | 10,582,000     | 7.0   |
| 7 介護保険災害臨時特例補助金            | 1,228,000      | 906,000        | -26.2 | 869,000        | -4.1  |
| 8 介護保険災害等臨時特例補助金           | -              | -              | -     | 9,000,000      | -     |
| 4 支払基金交付金                  | 5,652,949,990  | 5,773,772,342  | 2.1   | 5,898,243,760  | 2.2   |
| 1 支払基金交付金                  | 5,652,949,990  | 5,773,772,342  | 2.1   | 5,898,243,760  | 2.2   |
| 1 介護給付費交付金                 | 5,301,182,262  | 5,428,813,514  | 2.4   | 5,603,019,089  | 3.2   |
| 2 地域支援事業支援交付金              | 351,767,728    | 344,958,828    | -1.9  | 295,224,671    | -14.4 |
| 5 都支出金                     | 3,126,147,900  | 3,220,905,969  | 3.0   | 3,263,667,925  | 1.3   |
| 1 都負担金                     | 2,899,065,631  | 2,983,531,000  | 2.9   | 3,042,487,000  | 2.0   |
| 2 都補助金                     | 227,082,269    | 237,374,969    | 4.5   | 221,180,925    | -6.8  |
| 1 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金 | 152,988,250    | 162,628,375    | 6.3   | 147,143,500    | -9.5  |
| 2 地域支援事業包括・任意交付金           | 74,094,019     | 74,746,594     | 0.9   | 74,037,425     | -0.9  |
| 6 財産収入                     | 2,195,935      | 892,935        | -59.3 | 2,986,097      | 234.4 |
| 7 繰入金                      | 3,342,217,507  | 3,776,045,756  | 13.0  | 3,939,652,593  | 4.3   |
| 1 一般会計繰入金                  | 3,342,217,507  | 3,645,109,076  | 9.1   | 3,702,804,837  | 1.6   |
| 1 介護給付費繰入金                 | 2,469,297,093  | 2,525,290,318  | 2.3   | 2,567,044,724  | 1.7   |
| 2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金 | 150,055,427    | 152,261,648    | 1.5   | 136,241,597    | -10.5 |
| 3 地域支援事業包括・任意交付金           | 72,703,836     | 73,636,022     | 1.3   | 71,434,609     | -3.0  |
| 4 その他一般会計繰入金               | 599,307,351    | 719,744,388    | 20.1  | 601,761,807    | -16.4 |
| 5 低所得者保険料軽減繰入金             | 50,853,800     | 174,176,700    | 242.5 | 326,322,100    | 87.4  |
| 2 基金繰入金                    | 0              | 130,936,680    | -     | 236,847,756    | -     |
| 1 介護給付費準備基金繰入金             | 0              | 130,936,680    | -     | 236,847,756    | -     |
| 8 繰越金                      | 118,696,972    | 241,744,830    | 103.7 | 331,446,105    | 37.1  |
| 9 諸収入                      | 828,231        | 869,015        | 4.9   | 1,233,845      | 42.0  |
| 1 延滞金加算金及び料料               | 260,600        | 209,800        | -19.5 | 337,100        | 60.7  |
| 1 第1号被保険者延滞金               | 260,600        | 209,800        | -19.5 | 337,100        | 60.7  |
| 2 加算金                      | 0              | 0              | -     | 0              | -     |
| 2 預金利子                     | 4,271          | 8,639          | 102.3 | 11,105         | 28.5  |
| 3 雑入                       | 563,360        | 650,576        | 15.5  | 885,640        | 36.1  |
| 合計                         | 22,353,355,125 | 23,119,289,837 | 3.4   | 23,670,226,983 | 2.4   |

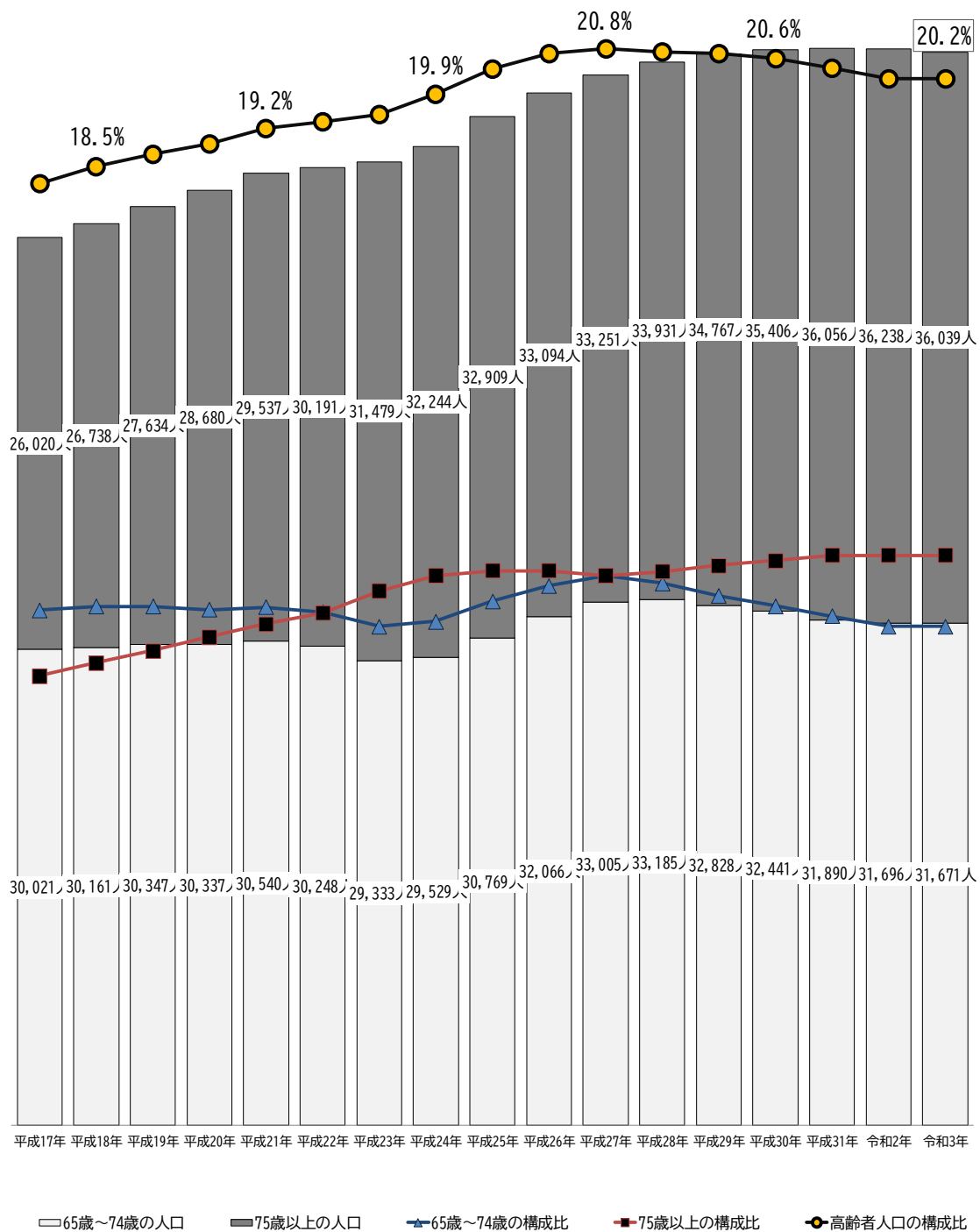
令和2年度介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

| 区 分             | 平成30年度         | 令和元年度          |       | 令和2年度          |       |
|-----------------|----------------|----------------|-------|----------------|-------|
|                 | 決算額            | 決算額            | 伸率    | 決算額            | 伸率    |
| 1 制度運営費         | 595,863,116    | 691,155,814    | 16.0  | 608,272,981    | -12.0 |
| 2 保険給付費         | 19,756,205,394 | 20,204,235,810 | 2.3   | 20,539,013,389 | 1.7   |
| 1 保険給付費         | 19,756,205,394 | 20,204,235,810 | 2.3   | 20,539,013,389 | 1.7   |
| 1 保険給付費         | 19,734,006,414 | 20,181,361,702 | 2.3   | 20,515,763,919 | 1.7   |
| 2 審査支払費         | 22,198,980     | 22,874,108     | 3.0   | 23,249,470     | 1.6   |
| 3 地域支援事業費       | 1,578,788,757  | 1,600,310,286  | 1.4   | 1,461,787,296  | -8.7  |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 1,200,643,146  | 1,217,410,818  | 1.4   | 1,089,987,071  | -10.5 |
| 包括・任意事業         | 378,145,611    | 382,899,468    | 1.3   | 371,800,225    | -2.9  |
| 4 基金積立金         | 107,726,000    | 178,547,000    | 65.7  | 336,300,000    | 88.4  |
| 5 諸支出金          | 73,027,028     | 113,594,822    | 55.6  | 205,476,022    | 80.9  |
| 1 償還金及び還付加算金    | 40,284,069     | 100,628,508    | 149.8 | 128,982,458    | 28.2  |
| 2 繰出金           | 32,742,959     | 12,966,314     | -60.4 | 76,493,564     | 489.9 |
| 6 予備費           | 0              | 0              | -     | 0              | -     |
| 合 計             | 22,111,610,295 | 22,787,843,732 | 3.1   | 23,150,849,688 | 1.6   |

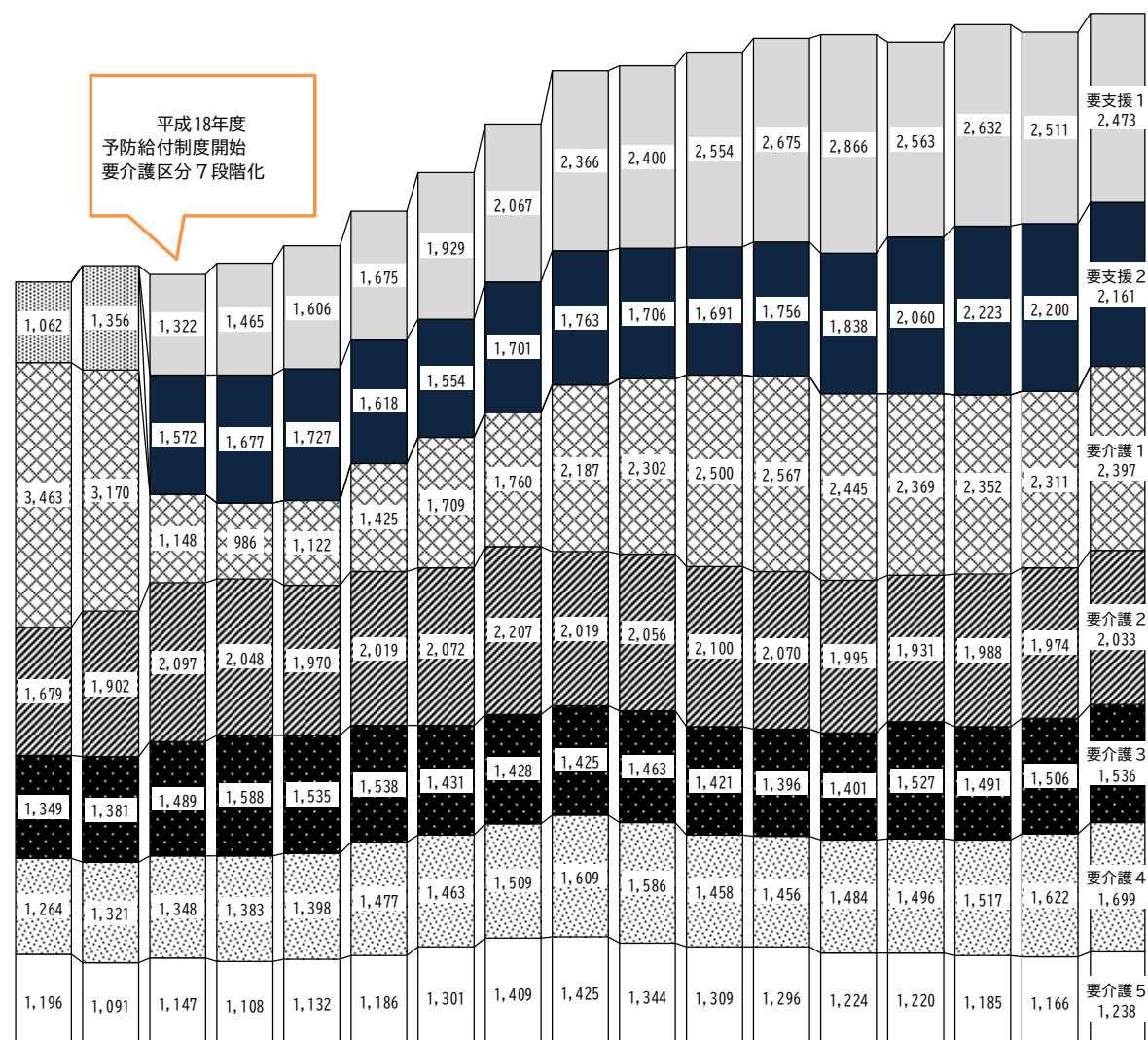
## 介護保険制度発足後の推移

### 【中野区の高齢者人口】



※各年4月1日現在

## 【要介護・要支援認定者数】

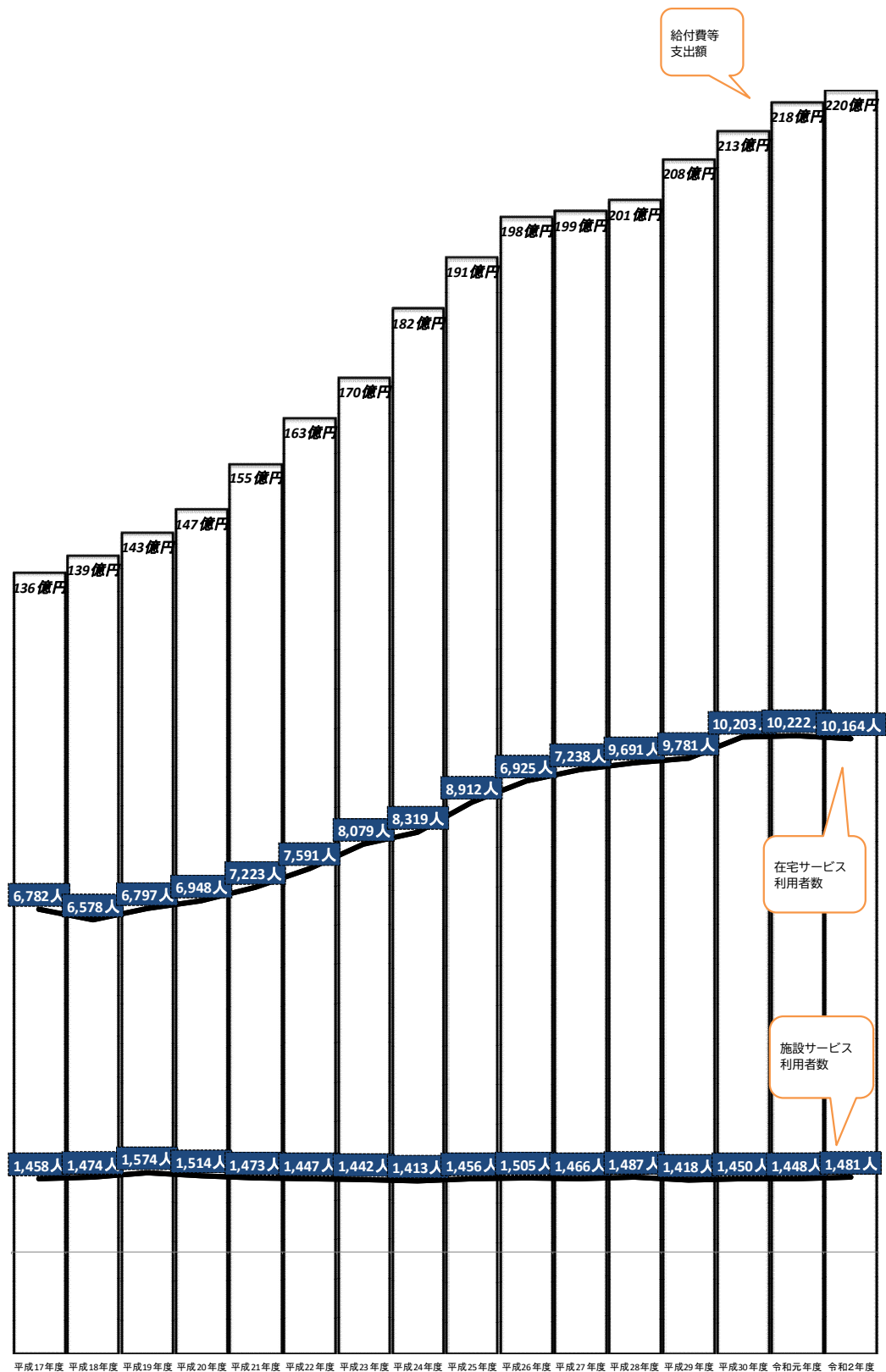


平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年

※各年3月末日現在

※グラフ中の「要支援」は、平成18年4月の制度改正以後の「要支援1」と同等の区分であるが、経過措置として、有効期限終了までは「経過的要介護」とされ、旧制度の介護サービス利用対象者として取り扱われたものである。平成19年3月をもって認定者は0となった。

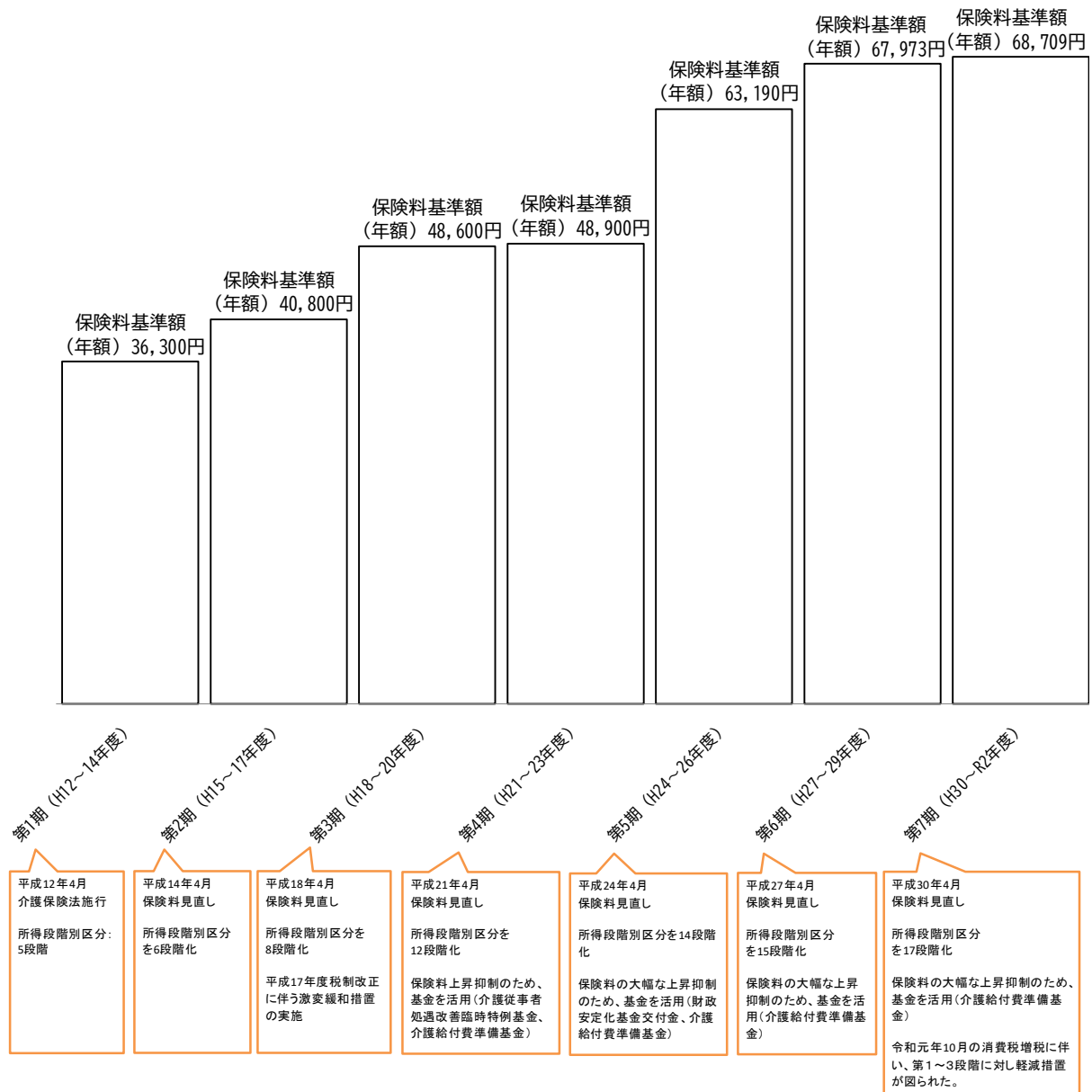
# 【介護サービス受給者数と保険給付費支出額】



※棒グラフ…各年度の保険給付費諸費と地域支援事業費の歳出決算額の合計数値

※折れ線グラフ…各年度3月末日現在の介護サービス受給者数

## 【介護保険料】



※保険料基準額…3年を1期とする介護保険事業計画期間ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して設定する。

※所得段階別区分…負担能力に応じた保険料負担を求める観点から、住民税課税状況や所得に応じて段階別に区分して保険料率を設定する。

中野区介護保険の運営状況（令和２年度）

令和３年１０月発行          ３中地介第１６８９号  
中野区地域支えあい推進部介護・高齢者支援課  
〒１６４-８５０１ 中野区中野４－８－１  
TEL:０３-３３８９-１１１１(代表)